

福岡県公報

令和四年十二月二十三日
第三百六十号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十八号―第四十九号)

○福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	……………二
○福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	……………二二
○福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (人事課)	……………二二
○福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例 (人事課)	……………五八
○福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例 (税務課)	……………五九
○福岡県個人情報保護に関する法律施行条例 (県民情報広報課)	……………五九
○福岡県旅券発給手数料条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (国際政策課)	……………六四
○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例 (生活安全課)	……………六四
○福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (自然環境課)	……………六五
○福岡県営住宅条例の一部を改正する条例 (県営住宅課)	……………六五
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁財務課)	……………六六
○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	……………七九

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和四年九月二十一日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の給料表及び期末・勤勉手当の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第五条中福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第十三条第二項の改正規定は、令和五年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定することとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(総務部人事課)

1 地方公務員法の一部を改正する法律の制定等を踏まえ、本県職員の定年を引き上げるとともに、関係条例の規定を整備することとした。

2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、第六条中福岡県職員の退職手当に関する条例第二条第四項、第九条第三項及び第十項並びに附則第四十六項の改正規定並びに附則第九条、第二十二條及び第二十三條の規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例

(総務部人事課)

1 職員の定年引上げに併せて、高齢期の職員の多様な働き方に対応するため、地方公務員法に定める高齢者部分休業に関し、必要な事項を条例で定めることとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 福岡県森林環境税条例附則第四項の規定に基づき、条例の施行の状況等を勘案し、当該条例の規定について検討を加えた結果を踏まえ、必要な措置を講ずることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県個人情報保護に関する法律施行条例

(総務部県民情報課)

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の取扱いに係る同法の規定が地方公共団体に適用されることに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

二 福岡県個人情報保護条例は、廃止することとした。

三 所要の経過措置を設けることとした。

四 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県旅券発給手数料条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部国際局国際政策課)

1 旅券法の一部を改正する法律等の制定に伴い、未交付失効旅券の発行費用を徴収する手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和五年三月二十七日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部生活安全課)

1 道路交通法の一部を改正する法律の制定等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の制定を踏まえ、事業者が市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に係る環境影響評価手続の特例を定めることとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

1 単身世帯の増加など県営住宅を取り巻く環境が変化している状況に鑑み、入居者資格である同居親族要件の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和四年九月二十一日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の給料表及び期末・勤勉手当の改定を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県公立学校職員給与に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和四年九月二十一日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県警察職員の給料表及び期末・勤勉手当の改定を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

条例

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十八号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	149,800	198,200	234,100	265,700	290,400	318,700	407,600	457,900	521,200
	2	150,900	200,000	235,700	267,400	292,600	320,900	410,000	461,000	524,100
	3	152,100	201,800	237,200	268,900	294,700	323,200	412,500	464,000	527,200
	4	153,200	203,600	238,700	270,700	296,700	325,400	414,900	467,000	530,300
	5	154,300	205,100	240,000	272,400	298,500	327,600	416,800	470,000	533,400
	6	155,400	206,900	241,600	274,200	300,500	329,600	419,100	473,000	535,700
	7	156,500	208,700	243,100	276,000	302,300	331,800	421,200	476,000	538,200
	8	157,600	210,500	244,600	278,000	303,700	334,000	423,400	479,100	540,600
	9	158,600	212,100	245,700	279,900	305,600	335,900	425,400	481,800	543,000
	10	160,000	213,900	247,200	281,900	307,900	338,100	427,500	484,900	544,800
	11	161,300	215,700	248,700	283,800	310,100	340,100	429,600	487,900	546,600
	12	162,600	217,500	250,000	285,700	312,400	342,300	431,700	491,000	548,500
	13	163,800	218,900	251,500	287,600	314,500	344,100	433,400	493,700	550,200
	14	165,300	220,700	252,700	289,400	316,600	346,100	435,200	496,000	551,600
	15	166,800	222,400	254,000	290,900	318,800	348,100	437,200	498,300	552,900
	16	168,400	224,200	255,200	292,100	320,900	350,100	439,200	500,600	554,000
	17	169,500	225,800	256,500	293,900	322,800	351,800	441,100	502,700	555,300
	18	170,900	227,500	257,900	295,900	324,800	353,800	442,900	504,100	556,300
	19	172,300	229,100	259,300	298,000	326,800	355,600	444,700	505,600	557,200
	20	173,700	230,600	260,800	300,000	328,800	357,500	446,400	507,000	558,100
	21	175,000	231,900	262,400	301,900	330,500	359,400	448,200	508,200	559,000
	22	177,500	233,500	264,100	304,000	332,600	361,300	449,700	509,600	
	23	180,000	235,100	265,700	306,000	334,600	363,300	451,100	511,100	
	24	182,500	236,600	267,300	308,100	336,700	365,200	452,600	512,600	
	25	184,900	240,000	269,100	309,800	338,100	367,200	454,000	513,700	
	26	186,600	241,600	270,900	311,900	340,000	369,100	455,300	514,800	
	27	188,200	243,100	272,600	313,900	341,900	371,100	456,600	516,000	
	28	189,900	244,600	274,300	315,900	343,800	373,100	457,800	517,200	
	29	191,400	245,700	275,900	317,600	345,400	374,600	458,800	518,200	
	30	193,100	247,200	277,600	319,600	347,300	376,400	459,500	519,100	
	31	194,900	248,700	279,400	321,700	349,200	378,200	460,300	520,000	
	32	196,600	250,000	280,700	323,800	351,000	379,800	461,000	520,900	
	33	198,200	251,500	281,900	325,000	352,900	381,600	461,700	521,700	
	34	199,600	252,700	283,600	327,000	354,700	384,300	462,500	522,600	
	35	201,100	254,000	285,200	328,900	356,500	386,900	463,200	523,300	
	36	202,600	255,200	286,900	331,000	358,200	389,600	463,800	523,800	
	37	205,100	256,500	288,500	332,900	359,600	392,000	464,300	524,500	
	38	206,900	257,900	290,200	334,800	360,900	394,300	464,900	525,100	
	39	208,700	259,300	292,000	336,800	362,300	396,500	465,500	525,900	
	40	210,500	260,800	293,800	338,700	363,700	398,900	466,100	526,500	
	41	212,100	262,400	295,300	340,600	367,200	400,700	466,600	527,000	
	42	213,900	264,100	297,000	342,500	369,100	402,700	467,100		
	43	215,700	265,700	298,500	344,300	371,100	404,600	467,500		
	44	217,500	267,300	300,100	346,200	373,100	406,400	467,800		

再任職員以外の職員	45	218,900	269,100	301,900	347,700	374,600	408,300	468,100
	46	220,700	270,900	304,000	349,100	376,400	410,100	
	47	222,400	272,600	306,000	350,600	378,200	411,900	
	48	224,200	274,300	308,100	352,100	379,800	413,800	
	49	225,800	275,900	309,800	353,700	381,600	415,600	
	50	227,500	277,600	311,900	354,500	383,000	417,100	
	51	229,100	279,400	313,900	355,700	384,500	418,600	
	52	230,600	280,700	315,900	356,700	386,100	420,200	
	53	231,900	281,900	317,600	359,600	387,500	421,800	
	54	233,500	283,600	319,600	360,900	388,700	423,100	
	55	235,100	285,200	321,700	362,300	389,900	424,400	
	56	236,600	286,900	323,800	363,700	391,000	425,600	
	57	237,600	288,500	325,000	365,000	392,100	426,800	
	58	239,100	290,200	327,000	365,900	393,300	428,100	
	59	240,400	292,000	328,900	367,000	394,500	429,400	
	60	241,600	293,800	331,000	368,100	395,600	430,600	
	61	242,800	295,300	332,900	368,900	396,300	431,800	
	62	243,800	297,000	334,800	369,800	397,000	432,600	
	63	244,800	298,500	336,800	370,700	397,700	433,400	
	64	245,800	300,100	338,700	371,600	398,400	434,200	
	65	246,900	301,700	340,600	372,500	399,000	434,800	
	66	247,800	303,400	342,500	373,300	399,600	435,500	
	67	248,700	305,000	344,300	374,100	400,100	436,200	
	68	249,700	306,700	346,200	374,900	400,500	436,900	
	69	250,600	307,600	347,700	375,600	400,900	437,700	
	70	251,900	309,100	349,100	376,300	401,200	438,500	
	71	253,100	310,600	350,600	377,000	401,500	438,900	
	72	254,400	312,200	352,100	377,700	401,800	439,600	
	73	255,700	313,800	353,700	378,200	402,100	440,100	
	74	257,100	315,400	354,500	378,800	402,400	440,500	
	75	258,300	317,000	355,700	379,400	402,700	440,900	
	76	259,500	318,500	356,700	380,100	403,000	441,300	
	77	260,600	320,000	357,600	380,500	403,300	441,700	
	78	261,800	321,200	358,700	381,200	403,600	442,100	
	79	263,100	322,400	359,600	381,800	403,900	442,500	
	80	264,000	323,600	360,700	382,400	404,200	442,800	
	81	265,100	324,300	361,600	382,800	404,500	443,100	
	82	266,100	325,200	362,300	383,400	404,800	443,500	
	83	267,300	326,000	363,000	384,000	405,100	443,800	
	84	268,400	326,800	363,700	384,600	405,400	444,100	
	85	269,400	327,700	364,100	385,000	405,600	444,400	
	86	270,400	328,100	364,700	385,500	405,900		
	87	271,500	328,800	365,400	386,000	406,200		
	88	272,600	329,600	366,100	386,600	406,500		
	89	273,500	330,400	366,400	386,900	406,700		
	90	274,500	331,100	367,100	387,300	407,000		
	91	275,400	331,800	367,800	387,700	407,300		
	92	276,500	332,500	368,500	388,100	407,500		

93	277,600	333,000	368,800	388,400	407,700
94		333,600	369,400	388,700	408,000
95		334,100	370,100	389,000	408,300
96		334,700	370,700	389,300	408,500
97		335,000	371,000	389,500	408,700
98		335,500	371,600	389,800	409,000
99		335,900	372,300	390,100	409,300
100		336,400	372,900	390,300	409,500
101		336,800	373,300	390,500	409,700
102		337,300	373,800	390,800	410,000
103		337,800	374,400	391,100	410,300
104		338,300	374,900	391,300	410,500
105		338,600	375,400	391,500	410,700
106		339,000	376,000	391,800	
107		339,500	376,500	392,100	
108		339,900	376,800	392,300	
109		340,200	377,200	392,500	
110		340,600	377,700	392,800	
111		341,100	378,100	393,100	
112		341,500	378,500	393,300	
113		341,700	378,900	393,500	
114		342,100	379,400	393,800	
115		342,600	379,800	394,100	
116		343,000	380,200	394,300	
117		343,200	380,500	394,500	
118		343,600	380,900	394,800	
119		344,000	381,300	395,100	
120		344,300	381,700	395,300	
121		344,600	382,000	395,500	
122		345,000	382,400		
123		345,400	382,800		
124		345,800	383,100		
125		346,300	383,400		
126		346,700	383,800		
127		347,100	384,100		
128		347,500	384,400		
129		348,000	384,700		
130		348,400	385,000		
131		348,700	385,300		
132		349,000	385,600		
133		349,500	385,900		
134			386,200		
135			386,500		
136			386,800		
137			387,000		
138			387,300		
139			387,600		
140			387,800		

	141			388,000						
再任用職員		214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400	440,500	520,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第6条関係) 医療職給料表

イ 医師職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,300	338,100	400,100	471,200
	2	255,800	341,100	403,000	473,500
	3	258,300	343,900	405,600	475,700
	4	260,800	346,800	408,300	478,000
	5	263,000	349,500	410,700	480,200
	6	266,800	352,500	413,000	482,400
	7	270,600	355,600	415,100	484,600
	8	274,400	358,400	416,800	486,800
	9	278,000	360,800	419,000	488,800
	10	282,000	363,400	421,700	490,900
	11	286,000	366,100	424,300	493,000
	12	290,000	368,900	427,000	495,100
	13	293,700	371,800	429,400	497,200
	14	297,700	375,300	431,900	499,300
	15	301,600	378,300	434,300	501,400
	16	305,400	381,900	436,800	503,500
	17	309,000	385,300	438,800	505,600
	18	312,500	388,000	441,200	507,600
	19	316,000	390,500	443,500	509,600
	20	319,500	393,100	445,900	511,600
	21	323,100	395,800	447,400	513,400
	22	326,800	398,000	449,800	515,200
	23	330,200	399,900	452,100	517,100
	24	333,500	401,300	454,400	519,000
	25	337,000	403,300	456,400	520,700
	26	339,500	405,600	458,700	522,500
	27	342,100	407,800	460,900	524,300
	28	344,400	410,100	463,200	526,100
	29	346,800	412,400	465,300	527,700
	30	348,600	414,500	467,600	529,500
	31	350,400	416,500	469,900	531,300
	32	352,400	418,600	472,100	533,100
	33	354,600	420,500	474,100	534,700
	34	356,900	422,300	476,200	536,500
	35	359,000	424,100	478,300	538,200
	36	361,300	426,100	480,400	540,000
	37	363,400	428,000	482,500	541,600
	38	365,800	430,000	484,300	543,200
	39	368,000	431,900	486,100	544,600
	40	370,000	433,900	487,900	546,200
	41	372,200	435,700	489,600	547,700
	42	373,200	437,500	491,400	549,100
	43	374,000	439,200	493,200	550,500
	44	374,500	441,000	495,000	551,800

再任職員以外の職員	45	375,700	442,800	496,600	553,000
	46	377,100	444,600	498,300	554,000
	47	378,600	446,400	500,100	555,000
	48	380,100	448,100	501,900	556,000
	49	381,200	449,900	503,500	557,000
	50	382,200	451,600	504,800	557,900
	51	383,200	453,400	506,100	558,800
	52	384,000	455,200	507,400	559,700
	53	384,900	457,100	508,400	560,500
	54	385,800	458,300	509,700	561,400
	55	386,500	459,500	511,000	562,300
	56	387,400	460,700	512,300	563,200
	57	388,100	461,900	513,300	564,100
	58	389,000	462,900	514,100	565,000
	59	389,800	463,900	514,900	565,900
	60	390,600	464,900	515,700	566,600
	61	391,100	465,700	516,600	567,500
	62	391,600	466,400	517,400	568,400
	63	392,000	467,100	518,300	569,300
	64	392,500	467,800	519,100	570,200
	65	392,800	468,500	520,000	571,100
	66		469,200	520,900	
	67		469,900	521,600	
	68		470,500	522,500	
	69		470,800	523,400	
70		471,500	524,200		
71		472,200	525,100		
72		472,900	526,000		
73		473,300	526,800		
74		473,900	527,700		
75		474,600	528,600		
76		475,300	529,300		
77		475,700	530,100		
78		476,300	531,000		
79		476,900	531,900		
80		477,400	532,800		
81		478,000	533,600		
82		478,500	534,500		
83		479,000	535,400		
84		479,500	536,300		
85		479,900	537,100		
86		480,500	538,000		
87		480,900	538,900		
88		481,400	539,800		
89		481,900	540,600		
90		482,500			
91		483,100			
92		483,500			

	93		484,000		
	94		484,600		
	95		485,200		
	96		485,800		
	97		486,300		
再任用職員		295,700	338,100	392,500	465,500

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 看護師職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	169,600	196,700	243,300	265,400	288,100	329,600
	2	171,000	198,600	245,100	266,300	289,700	331,700
	3	172,500	200,600	246,900	267,200	291,300	333,700
	4	173,900	202,500	248,700	268,100	293,100	335,900
	5	175,300	204,600	250,100	268,600	294,700	337,900
	6	176,800	206,600	251,400	269,600	296,500	340,000
	7	178,300	208,800	252,500	270,300	298,200	342,100
	8	179,800	210,900	253,800	271,200	299,900	344,200
	9	181,000	212,900	254,600	272,300	301,600	345,700
	10	182,700	214,300	255,500	272,900	303,200	347,700
	11	184,300	215,700	256,400	273,900	304,500	349,600
	12	185,800	216,900	257,200	274,900	305,600	351,600
	13	187,200	218,300	258,300	275,900	307,100	353,500
	14	189,200	219,700	259,300	276,900	308,700	355,600
	15	191,200	221,200	260,100	277,900	310,500	357,700
	16	193,200	222,400	261,000	279,000	312,300	359,700
	17	195,200	223,800	261,500	280,300	314,000	361,700
	18	197,200	225,300	262,400	281,500	315,600	363,700
	19	199,200	226,800	263,200	282,500	317,300	365,800
	20	201,200	228,300	264,000	283,700	319,000	367,900
	21	203,200	229,400	264,900	285,200	320,400	369,600
	22	205,100	231,100	265,600	286,800	321,900	371,700
	23	207,200	232,800	266,500	288,100	323,400	373,800
	24	209,300	234,400	267,300	289,400	324,900	375,800
	25	210,900	235,700	268,300	290,500	326,300	377,800
	26	212,200	237,400	269,100	292,100	327,700	379,400
	27	213,400	239,100	270,000	293,800	329,200	381,300
	28	214,700	240,800	271,000	295,100	330,800	383,200
	29	215,900	242,400	272,200	296,100	331,900	385,000
	30	217,000	243,800	273,400	297,500	333,400	386,700
	31	218,300	245,100	274,900	298,900	334,800	388,600
	32	219,400	246,200	276,200	300,400	336,300	390,400
	33	220,700	247,200	277,700	301,800	337,900	392,100
	34	222,000	248,300	279,100	303,300	339,400	393,800
	35	223,300	249,200	280,300	304,900	341,000	395,600
	36	224,600	250,200	281,500	306,500	342,500	397,300
	37	225,700	250,900	283,000	307,800	344,200	398,900
	38	227,100	251,900	284,200	309,200	345,800	400,600
	39	228,400	252,800	285,600	310,600	347,300	402,400
	40	229,800	253,800	286,600	312,200	348,900	404,200
	41	230,700	254,200	287,600	313,700	350,100	405,700
	42	232,100	255,100	288,900	315,100	351,600	407,200
	43	233,400	255,900	290,200	316,500	353,100	408,700
	44	234,800	256,600	291,600	318,000	354,500	410,000

	45	236,000	257,400	292,900	318,800	356,100	411,100
	46	237,400	258,100	294,300	320,200	357,100	412,200
	47	238,700	259,000	295,800	321,600	358,600	413,300
	48	240,000	259,800	297,300	323,100	359,900	414,500
	49	240,900	260,600	298,400	324,200	361,300	415,800
	50	242,000	261,500	299,700	325,600	362,700	416,900
	51	243,000	262,400	300,900	326,900	364,000	418,100
	52	244,000	263,400	302,300	328,200	365,400	419,200
	53	244,700	264,500	303,700	329,600	366,900	420,400
	54	245,700	265,700	305,000	331,000	368,100	421,400
	55	246,600	267,000	306,400	332,400	369,200	422,500
	56	247,500	268,300	307,800	333,700	370,400	423,600
	57	248,200	269,700	308,600	334,600	371,500	424,700
	58	249,200	271,200	309,800	335,900	372,400	425,200
	59	249,800	272,600	311,000	337,100	373,400	425,800
	60	250,600	274,000	312,400	338,400	374,400	426,200
	61	251,400	275,300	313,500	339,500	375,000	426,800
	62	252,200	276,600	314,800	340,400	375,800	427,300
	63	253,000	278,000	316,100	341,600	376,600	427,700
	64	253,800	278,900	317,300	342,900	377,400	428,200
	65	254,500	280,000	318,600	344,000	378,100	428,800
	66	255,200	281,300	319,900	345,200	378,800	429,200
	67	256,000	282,600	321,200	346,400	379,600	429,500
	68	256,700	283,900	322,500	347,500	380,300	429,800
	69	257,500	285,000	323,200	348,500	380,900	430,200
	70	258,300	286,500	324,300	349,500	381,500	430,600
	71	259,200	288,000	325,400	350,600	382,200	430,900
	72	260,200	289,400	326,300	351,700	382,800	431,200
	73	261,500	290,400	327,600	352,500	383,500	431,500
	74	262,800	291,800	328,300	353,600	384,000	431,800
	75	263,900	293,000	329,400	354,700	384,600	432,100
	76	265,000	294,300	330,600	355,800	385,100	432,400
	77	265,900	295,700	331,700	356,500	385,500	432,700
	78	266,900	297,000	332,900	357,300	386,100	
	79	268,100	298,200	334,000	358,100	386,600	
	80	268,900	299,500	335,200	358,800	386,900	
	81	269,800	300,000	336,300	359,400	387,200	
	82	270,700	301,200	337,400	359,900	387,700	
	83	271,700	302,300	338,400	360,500	388,100	
	84	272,600	303,500	339,500	361,000	388,400	
	85	273,400	304,600	340,400	361,600	388,700	
	86	274,200	305,800	341,400	362,100	389,200	
	87	275,100	307,000	342,300	362,700	389,700	
	88	276,000	308,100	343,300	363,200	390,100	
	89	276,800	309,400	344,300	363,600	390,400	
	90	277,700	310,600	345,100	364,000	390,800	
	91	278,500	311,800	345,900	364,600	391,300	
	92	279,500	313,000	346,700	365,100	391,700	

再任職員以外の職員

93	280,400	313,800	347,300	365,400	392,100
94	281,400	314,500	347,900	365,900	392,500
95	282,300	315,200	348,600	366,300	392,900
96	283,300	315,800	349,200	366,600	393,300
97	283,900	316,500	349,600	367,200	393,600
98	284,700	316,800	350,000	367,700	394,000
99	285,300	317,400	350,500	368,200	394,400
100	286,200	318,100	350,900	368,700	394,700
101	287,000	318,500	351,400	369,300	395,000
102	287,800	319,100	351,800	369,800	395,400
103	288,600	319,700	352,300	370,300	395,700
104	289,400	320,300	352,700	370,700	396,000
105	290,100	320,700	353,000	371,300	396,300
106	290,600	321,200	353,500	371,800	396,600
107	291,100	321,700	353,900	372,300	396,900
108	291,600	322,200	354,200	372,800	397,200
109	291,800	322,600	354,700	373,400	397,500
110	292,100	323,000	355,200	373,800	
111	292,300	323,300	355,700	374,300	
112	292,700	323,600	356,200	374,800	
113	293,000	324,000	356,700	375,400	
114	293,200	324,400	357,200	375,900	
115	293,600	324,800	357,700	376,400	
116	293,900	325,100	358,100	376,800	
117	294,200	325,300	358,500	377,200	
118	294,500	325,600	358,900	377,600	
119	294,800	326,000	359,400	378,000	
120	295,200	326,200	359,900	378,400	
121	295,500	326,400	360,300	378,800	
122	295,900	326,700	360,800		
123	296,200	327,000	361,300		
124	296,600	327,300	361,800		
125	296,800	327,500	362,100		
126	297,000	327,800			
127	297,300	328,200			
128	297,700	328,400			
129	297,900	328,600			
130	298,200	328,800			
131	298,600	329,200			
132	299,000	329,400			
133	299,200	329,700			
134	299,500	330,100			
135	299,900	330,500			
136	300,200	330,900			
137	300,400	331,200			
138	300,700	331,600			
139	301,100	332,000			
140	301,400	332,400			

141	301,600	332,700				
142	302,000	333,100				
143	302,400	333,400				
144	302,700	333,800				
145	302,900	334,100				
146	303,100	334,500				
147	303,400	334,900				
148	303,800	335,300				
149	304,000	335,600				
150	304,200	336,000				
151	304,500	336,400				
152	304,800	336,800				
153	305,200	337,100				
154	305,400					
155	305,600					
156	305,900					
157	306,200					
158	306,500					
159	306,800					
160	307,100					
161	307,500					
162	307,800					
163	308,100					
164	308,400					
165	308,800					
166	309,100					
167	309,400					
168	309,700					
169	310,100					
再任用職員	234,600	254,900	262,100	272,300	288,600	325,700

備考 この表は、こども療育センター新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第6条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	284,400	333,200	388,300
	2	151,200	201,100	286,800	335,400	391,200
	3	152,400	203,500	289,100	337,400	393,800
	4	153,500	206,000	291,400	339,300	396,600
	5	154,600	208,500	293,700	341,000	398,700
	6	155,900	210,800	295,600	342,700	401,400
	7	157,200	213,100	297,600	344,300	404,100
	8	158,500	215,300	299,300	345,400	406,800
	9	159,500	217,400	301,100	347,100	409,300
	10	161,200	219,700	303,500	349,100	411,900
	11	162,800	222,200	305,800	351,200	414,600
	12	164,400	224,500	308,300	353,100	417,400
	13	165,800	226,500	310,400	355,100	420,000
	14	167,700	228,900	312,800	357,000	422,700
	15	169,600	231,400	315,200	358,800	425,500
	16	171,600	233,800	317,900	360,700	428,200
	17	173,200	236,000	320,300	362,400	430,700
	18	175,300	238,800	322,500	364,300	433,300
	19	177,400	241,700	324,500	366,000	435,800
	20	179,400	244,600	326,500	368,000	438,400
	21	181,500	247,100	328,600	369,500	440,900
	22	183,700	249,800	330,200	371,500	443,500
	23	185,900	252,300	331,600	373,200	446,100
	24	188,100	255,000	332,800	375,100	448,600
	25	190,100	257,500	334,700	376,500	450,800
	26	192,300	259,900	336,600	378,200	453,100
	27	194,400	262,200	338,400	380,100	455,600
	28	196,500	264,300	340,200	382,000	458,100
	29	208,500	266,800	342,100	383,700	460,600
	30	210,800	268,900	343,800	385,600	463,100
	31	213,100	270,800	345,300	387,500	465,600
	32	215,300	272,800	347,000	389,400	468,100
	33	217,400	274,500	348,200	391,000	470,400
	34	219,700	276,500	349,600	392,800	472,800
	35	222,200	278,500	350,900	394,400	475,200
	36	224,500	280,300	352,400	396,200	477,700
	37	226,500	282,200	353,600	397,400	480,100
	38	228,900	283,300	355,000	398,900	482,600
	39	231,400	284,500	356,200	400,300	485,000
	40	233,800	285,700	357,600	401,700	487,500
	41	236,000	286,900	358,300	403,100	489,800
	42	238,800	287,600	359,400	404,400	492,000
	43	241,700	288,200	360,600	405,900	494,200
	44	244,600	288,900	361,700	407,500	496,400

再任職員以外の職員

45	247,100	292,100	362,800	408,900	498,100
46	249,800	294,200	364,000	410,100	499,600
47	252,300	296,200	365,300	411,700	501,200
48	255,000	298,200	366,400	413,300	502,700
49	257,500	300,200	367,500	414,600	504,400
50	259,900	302,700	368,800	416,000	505,800
51	262,200	305,300	370,100	417,500	507,200
52	264,300	308,100	371,400	418,900	508,700
53	266,800	310,100	372,100	420,300	509,800
54	268,900	312,500	373,100	421,700	511,000
55	270,800	314,900	374,000	423,100	512,200
56	272,800	317,600	375,000	424,500	513,400
57	274,500	319,900	375,800	425,600	514,300
58	276,500	321,800	376,600	426,900	515,300
59	278,500	323,600	377,300	428,300	516,300
60	280,300	325,400	378,000	429,600	517,300
61	282,200	327,600	378,600	430,400	518,400
62	283,300	329,300	379,300	431,300	519,300
63	284,500	331,200	380,200	432,300	520,000
64	285,700	332,800	381,100	433,200	520,700
65	286,900	334,700	381,700	434,100	521,500
66	287,600	336,600	382,500	434,900	522,300
67	288,200	338,400	383,300	435,500	523,100
68	288,900	340,200	384,100	436,300	523,900
69	289,600	342,100	384,700	436,700	524,600
70	290,700	343,800	385,400	437,300	525,400
71	291,800	345,300	386,100	437,800	526,200
72	292,900	347,000	386,800	438,300	527,000
73	294,100	348,200	387,500	438,800	527,700
74	295,300	349,600	388,100	439,300	
75	296,300	350,900	388,700	439,800	
76	297,200	352,400	389,400	440,300	
77	298,300	353,600	390,100	440,700	
78	299,300	355,000	390,700	441,200	
79	300,500	356,200	391,300	441,600	
80	301,200	357,600	391,900	442,000	
81	301,700	358,300	392,500	442,400	
82	302,500	359,400	393,100	442,800	
83	303,500	360,600	393,700	443,200	
84	304,400	361,700	394,300	443,600	
85	305,300	362,800	394,800	443,900	
86	306,400	364,000	395,300	444,300	
87	307,500	365,300	395,800	444,600	
88	308,600	366,400	396,500	444,900	
89	309,400	367,500	396,900	445,200	
90	310,500	368,800			
91	311,400	370,100			
92	312,400	371,400			

93	313,400	372,100			
94	314,400	373,100			
95	315,500	374,000			
96	316,600	375,000			
97	317,100	375,800			
98	318,100	376,600			
99	319,200	377,300			
100	320,300	378,000			
101	321,400	378,600			
102	322,400	379,300			
103	323,300	380,200			
104	324,200	381,100			
105	325,300	381,700			
106	326,100	382,500			
107	326,800	383,300			
108	327,600	384,100			
109	328,100	384,700			
110	328,600	385,400			
111	329,100	386,100			
112	329,600	386,800			
113	329,900	387,500			
114	330,400	388,100			
115	330,900	388,700			
116	331,400	389,400			
117	331,700	390,100			
118	332,100	390,700			
119	332,600	391,300			
120	333,100	391,900			
121	333,600	392,500			
再任用職員	217,000	258,200	283,000	325,400	383,900

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第6条関係）特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	170,500	238,200	280,400	294,700	319,000	362,400	407,600
	2	172,000	240,100	282,600	296,900	321,200	365,000	410,000
	3	173,600	242,100	284,900	299,200	323,500	367,400	412,500
	4	175,200	243,800	287,200	301,500	325,700	370,000	414,900
	5	176,700	245,800	289,500	303,700	327,900	371,900	416,800
	6	179,000	247,900	291,900	305,900	329,900	374,400	419,100
	7	181,300	249,700	294,300	308,200	332,100	376,700	421,200
	8	183,600	251,600	296,900	310,600	334,300	379,200	423,400
	9	185,500	253,500	298,800	312,500	336,100	381,600	425,400
	10	187,200	255,100	301,300	314,800	338,200	384,300	427,500
	11	188,800	256,600	303,400	316,800	340,100	386,900	429,600
	12	190,500	258,000	305,700	319,000	342,200	389,600	431,700
	13	192,200	259,400	308,000	321,100	344,200	392,000	433,400
	14	193,900	261,200	310,000	323,100	346,200	394,300	435,200
	15	195,700	263,100	311,700	325,000	348,200	396,500	437,200
	16	197,400	264,700	313,100	326,700	350,200	398,900	439,200
	17	199,300	266,200	314,900	328,500	352,000	400,700	441,100
	18	201,100	267,900	317,100	330,500	353,900	402,700	442,900
	19	202,900	269,600	319,300	332,600	355,800	404,600	444,700
	20	204,700	271,500	321,400	334,600	357,800	406,400	446,400
	21	206,200	273,800	323,200	336,400	359,500	408,300	448,200
	22	208,000	276,000	325,200	338,300	361,300	410,100	449,700
	23	209,800	277,900	327,300	340,300	363,300	411,900	451,100
	24	211,600	280,100	329,300	342,300	365,200	413,800	452,600
	25	213,200	281,900	331,000	344,100	367,200	415,600	454,000
	26	215,000	284,100	333,100	346,100	369,100	417,100	455,300
	27	216,800	286,000	335,000	348,100	371,100	418,600	456,600
	28	218,600	287,900	337,100	350,100	373,100	420,200	457,800
	29	220,000	290,000	338,800	351,900	375,000	421,800	458,800
	30	221,800	291,700	340,700	353,800	376,900	423,100	459,500
	31	223,500	293,600	342,500	355,700	378,800	424,400	460,300
	32	225,300	295,100	344,400	357,500	380,500	425,600	461,000
	33	226,700	296,500	345,600	358,800	381,900	426,800	461,700
	34	228,400	298,000	347,500	360,500	383,500	428,100	462,500
	35	230,000	299,500	349,400	362,200	385,000	429,400	463,200
	36	231,500	300,900	351,300	364,000	386,600	430,600	463,800
	37	232,800	302,400	353,000	365,600	388,100	431,800	464,300
	38	234,300	303,900	354,800	366,900	389,000	432,600	464,900
	39	235,800	305,400	356,600	368,400	390,100	433,400	465,500
	40	237,200	307,000	358,400	369,800	391,100	434,200	466,100
	41	238,100	308,400	360,200	371,200	392,100	434,800	466,600
	42	239,500	309,900	361,600	372,500	393,300	435,500	467,100
	43	240,500	311,300	363,100	373,800	394,500	436,200	467,500
	44	241,900	312,900	364,500	375,100	395,600	436,900	467,800

再任職員以外の職員

45	243,200	314,400	365,500	376,000	396,500	437,700	468,100
46	244,200	316,000	366,600	376,900	397,200	438,500	
47	245,200	317,500	367,700	377,800	397,900	438,900	
48	246,300	319,000	368,700	378,700	398,600	439,600	
49	247,500	320,000	369,600	379,400	399,100	440,100	
50	248,300	321,600	369,900	379,800	399,600	440,500	
51	249,200	323,100	370,400	380,300	400,100	440,900	
52	250,100	324,600	370,900	380,700	400,500	441,300	
53	251,100	325,800	371,300	381,100	400,900	441,700	
54	252,400	327,400	371,900	381,600	401,200	442,100	
55	253,600	328,900	372,500	382,000	401,500	442,500	
56	254,900	330,400	373,100	382,500	401,800	442,800	
57	256,200	331,600	373,700	382,900	402,100	443,100	
58	257,600	333,200	374,300	383,400	402,400	443,500	
59	258,800	334,700	374,900	383,800	402,700	443,800	
60	260,000	336,200	375,500	384,300	403,000	444,100	
61	261,000	337,400	375,900	384,600	403,300	444,400	
62	262,100	339,000	376,400	385,000	403,600		
63	263,300	340,500	377,000	385,500	403,900		
64	264,100	342,000	377,600	385,900	404,200		
65	265,100	343,200	378,100	386,300	404,500		
66	266,100	344,800	378,700	386,800	404,800		
67	267,200	346,300	379,000	387,100	405,100		
68	268,200	347,800	379,500	387,500	405,400		
69	269,400	349,000	380,100	387,900	405,600		
70	270,400	350,200	380,600	388,300	405,900		
71	271,500	351,400	381,100	388,700	406,200		
72	272,600	352,600	381,600	389,100	406,500		
73	273,500	353,600	382,100	389,400	406,700		
74	274,500	354,600	382,600	389,800	407,000		
75	275,400	355,500	383,100	390,200	407,300		
76	276,500	356,500	383,500	390,500	407,500		
77	277,600	357,400	383,900	390,800	407,700		
78	278,600	358,100	384,200	391,100	408,000		
79	279,400	358,900	384,500	391,400	408,300		
80	280,400	359,700	384,700	391,600	408,500		
81	280,900	360,300	384,900	391,800	408,700		
82	281,800	360,800	385,200	392,100	409,000		
83	282,600	361,400	385,500	392,400	409,300		
84	283,500	361,900	385,700	392,600	409,500		
85	284,500	362,400	385,900	392,800	409,700		
86	285,300	362,600	386,200	393,100	410,000		
87	286,100	363,200	386,500	393,400	410,300		
88	286,900	363,800	386,700	393,600	410,500		
89	287,700	364,100	386,900	393,800	410,700		
90	288,200	364,600	387,200	394,100	411,000		
91	288,600	365,000	387,500	394,400	411,300		
92	289,100	365,500	387,700	394,600	411,500		

	93	289,500	366,000	387,900	394,800	411,700		
	94		366,500	388,200	395,100	412,000		
	95		367,000	388,500	395,400	412,300		
	96		367,400	388,700	395,600	412,500		
	97		367,600	388,900	395,800	412,700		
	98		368,000	389,200	396,100			
	99		368,500	389,500	396,400			
	100		368,900	389,700	396,600			
	101		369,200	389,900	396,800			
	102			390,200	397,100			
	103			390,500	397,400			
	104			390,700	397,600			
	105			390,900	397,800			
	106			391,200	398,100			
	107			391,500	398,400			
	108			391,700	398,600			
	109			391,900	398,800			
	110				399,100			
	111				399,400			
	112				399,600			
	113				399,800			
再任用職員		240,300	261,600	282,800	293,900	314,900	356,300	389,400

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	397,700
2	455,500
3	515,500
4	595,500
5	692,500
6	790,500

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	331,700
2	366,700
3	393,500

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

(福岡県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	375,700
2	421,500
3	471,500
4	532,500
5	607,500
6	709,500
7	829,500

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

7 地方公務員法第二十二條の三の規定により臨時的に任用された職員に令和四年六月及び十二月に支給する勤勉手当の額は、第六條第一項の規定にかかわらず、福岡

県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年福岡県条例第三十八号)第一条の規定による改正前の県職員給与条例第二十二條第二項に規定する方法により算定した額とする。

(福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「種類は、」の下に「会計年度任用職員として採用された日の属する年度の四月一日において施行されている」を加える。

第十三條第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改める。

第十三條第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改める。

第十三條第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条中福岡県会計年度任用職員

の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第十三條第二項の改正規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与

与条例」という。)の規定、第二条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付研究

員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定

、第三条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例(

以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第四条の規定による改正後の

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定、第五条の

規定(福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第十三條第

二項の改正規定を除く。)による改正後の福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁

償及び旅費に関する条例の規定及び附則第四条の規定による改正後の福岡県職員の

給料の調整額に関する条例(以下「改正後の調整額条例」という。)の規定は、令

和四年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第二条 令和四年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動し

た職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、

その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上

必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の調整額条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例、第二条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第三条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は附則第四条の規定による改正前の福岡県職員の給料の調整額に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の調整額条例の規定による給与の内払とみなす。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表下の表一級の項中「8300円」を「8400円」に改め、別表チの表一級の項中「7900円」を「8000円」に改める。

(人事委員会規則への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な項は、人事委員会規則で定める。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十九号

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(期末手当の内払)

2 この条例による改正前の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて令和四年四月一日以後の分として支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十号

福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度(第二条―第五条)

第三章 管理監督職務上限年齢制(第六条―第十二条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十三条)

第五章 雑則(第十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項及び第二項並びに第二十八條の七並びに警察法(昭和

二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第二項」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を

「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き

続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。

以下この項及び次項において同じ。)(同条の規定により延長された期間を含む。

)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第六条に規定する職

をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第九

条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き

勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は

、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年

を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員

を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中

「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を

「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「

当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に

掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の

翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職

日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理

監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き

」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務

することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加

え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」

に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げる

ものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職

(医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

一 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第十一

条、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)

第十条、福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第

五十一号)第十一条の三及び福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及

び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)第五条に規定する職

二 警視又は警部の階級にある福岡県警察の警察官の職(前号に該当する職を除く

)。

三 前二号に掲げる職のほか、第一号に掲げる職と同じ職制上の段階に属する職の

うち人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年

とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下こ

の章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、

第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか

、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は

転任(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の

属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する

標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当

該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を

すること。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合に、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（以下この条及び第十条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「降任等をした」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつ

ては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の専門的な知識、技能又は経験を必要とするものであり、かつ、年齢別構成上の事情があるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことのできる。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管

理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

（雑則）

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の四項を加える。

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

9 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年福岡県条例第四十号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）第一条の規定による

改正前の第三条各号に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

一 令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第一号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十五年
令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第二号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

10 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第一号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（令和四年改正条例第一条の規定による改正前の第三条第二号に掲げる職員にあっては同号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情

報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

11 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項、第五項及び第七項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の二を削る。
第十三条の四第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を

加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第二号中「期間（以下）の下に「この項、次項及び第五項において」を加え、同項ただし書中「以下」を「次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第三号中「交通機関等（以下）を「交通機関等（次項において）」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「額（以下）の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第二項中「第二十二条」を「第二十二号各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二号各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の三の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第十条の二」を「第七条第一項から第九項まで、第十条の二」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第二項の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「その者」を「当該未帰還職員」に改める。

付則第三十七項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。付則に次の八項を加える。

38 当分の間、職員の給料月額、当該職員が六十歳（福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年福岡県条例第四十号）による改正前の

福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号。次項第二号において「令和五年旧職員定年条例」という。）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日（付則第四十項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

39 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員

三 福岡県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条第六条に規定する職を占める職員

四 福岡県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

40 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第四十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第三十八項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第三十八項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特

定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

41 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

42 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第三十八項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第四十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

43 付則第四十項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第三十八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

44 付則第四十項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十一条第五項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十一条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第四十項、第四十二項又は第四十三項の規定による給料の額との合計額」とする。

45 付則第三十八項から前項までに定めるもののほか、付則第三十八項の規定による給料月額、付則第四十項の規定による給料その他付則第三十八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準								
	給 料								
	月 額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400	440,500	520,900

別表第二の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額
円	円	円	円	円	円
254,900	262,100	272,300	288,600	325,700	

別表第二の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	295,700	338,100	392,500	465,500		

別表第四の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	217,000	258,200	283,000	325,400	383,900	

別表第三の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額	準 給料月額
	円	円
	234,600	

年 再 用 時 勤 務 員	基 給 料	準 額												
	月 額	円												
定 前 任 短 時 勤 務 員	240,300	円	261,600	円	282,800	円	293,900	円	314,900	円	356,300	円	389,400	円

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第六十六号

)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「。以下「県職員給与条例」という。」第十條」に、「」

第十一条」を「。以下「学校職員給与条例」という。」第十條」に、「」第九條の二」を「。以下「警察職員給与条例」という。」第九條の二」に改める。

第二条中「次の表の上欄」を「別表第一の勤務箇所欄」に、「中欄」を「職員欄」に改め、「占める職とし、」の下に「その職を占める職員(次項に規定する職員を除く。）」を加え、「その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表に掲げる」及び「(その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を削り、「次の表の下欄」を「同表の調整数欄」に改め、「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、その額に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同条の表を削り、同条に次の二項を加える。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前任用短時間勤務職員」という。))の給料の調整額は、調整基本額にその者について別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(前項に規定する職員以外の職員にあつては、その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 定年前任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第三に掲げる額

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(端数計算)

第三条 前条第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

(県職員給与条例付則第三十八項等の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

第四条 県職員給与条例付則第三十八項、学校職員給与条例付則第三十五項及び警察職員給与条例付則第三十四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第三項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表中「(第二条関係)」を「(第二条第三項第一号関係)」に改め、同表を別表第二とし、付則の次に次の一表を加える。

別表第1 適用区分表(第2条関係)

勤務箇所	職 員	調整数
児童福祉施設及び児童相談所	(1) 県立福岡学園に勤務し、直接児童の指導及び自立支援に従事する児童自立支援専門員及び児童生活支援員(県職員給与条例第11条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員(以下「管理職員」という。)を除く。)	3
	(2) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員	2.5
	(3) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士	
	(4) 児童相談所に勤務し、直接児童の心理判定の業務に従事する職員	
	(5) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士	2
	(6) 直接児童の心理判定の業務に従事する職員((4)に掲げる者を除く。)	
	(7) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長を除く。)	
	(8) 児童相談所に勤務し、児童福祉司の業務に従事する職員(管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。)	
	(9) こども療育センター新光園に勤務し、診療エックス線又は衛生検査の業務に従事する技師	
	(10) こども療育センター新光園に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師(管理職員を除く。)	1.5
	(11) こども療育センター新光園に勤務し、医療業務に従事する医師(園長に限る。)	1
	(12) こども療育センター新光園に勤務し、調剤又は栄養管理の業務に従事する技師	0.5
女性相談所	直接要保護女子の心理判定の業務に従事する職員(管理職員を除く。)	1
障がい者更生相談所	直接身体障がいのある人又は知的障がいのある人の心理判定の業務に従事する職員(管理職員を除く。)	1
保健環境研究所	細菌検査又はウイルス検査の業務(容器等の滅菌、消毒のみの場合を除く。)に直接従事する職員	1
保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所	(1) 衛生検査の業務に直接従事する技師 (2) 常時狂犬病予防等の業務に従事する技師	1

食肉衛生検査所	(1) と畜検査又は食鳥検査の業務に常時従事する技師(管理職員を除く。)	3
	(2) と畜検査又は食鳥検査の業務に従事する技師((1)に掲げる者を除く。)	1
精神保健福祉センター	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難な業務に従事する職員(管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。)	1
高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校	直接生徒の職業指導に従事する職業指導員(管理職員を除く。)	1.5
農林業総合試験場	病虫害の発生予察及び防除に常時従事する職員(管理職員を除く。)	1
農業大学校	農業に関する授業及び実習に常時従事する職員(管理職員を除く。)	1.5
家畜保健衛生所	(1) 家畜の衛生及び防疫の業務に従事する獣医師(管理職員を除く。)	2
	(2) 家畜の衛生及び防疫の業務に従事する獣医師((1)に掲げる者を除く。)	1
教育庁文化財保護課及び九州歴史資料館	埋蔵文化財の発掘に直接従事することを本務とする職員	1
県立特別支援学校及び市町村立特別支援学校	直接教育に従事することを本務とする職員(ただし、学校職員給与条例第11条の3に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員を除く。)	1
特殊生徒児童を収容する学校	直接教育に従事することを本務とする職員	1
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校	(1) 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	1
	(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	
警察本部	(1) 銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出の業務を専門に行わせるために警察本部長が組織した特殊部隊において当該業務を本務とする職員	2
	(2) 航空機の操縦に従事することを本務とする職員	3
	(3) 航空機の整備に従事することを本務とする職員	1.5
	(4) 直接犯罪被害者等の心理療法の業務に従事することを本務とする職員	1

<p>本庁</p>	<p>本庁における勤務を常態とし、かつ、行政施策の企画、立案及び予算折衝の事務、条例・規則等の立案又は審査の事務、議会への付議又は報告に係る事務、諸外国関係機関等との連携又は調整の事務、紛争事件への準司法的機能に係る事務及び県政の一体性を確保するための関係部局との総合調整に係る事務並びにこれらを支える調査・支援の事務等の複雑困難な業務に専ら従事する職員</p>	<p>0.25</p>
-----------	---	-------------

備考 この表において「本庁」とは、知事部局及び教育庁の本庁、警察本部、市警察部並びに議会、監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務局をいう。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3 調整基本額表(第2条第3項第2号関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,400円
2 級	7,600円
3 級	8,200円
4 級	8,700円
5 級	9,400円
6 級	10,700円
7 級	11,700円
8 級	13,200円
9 級	15,600円

ロ 医師職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,100円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ハ 看護師職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	7,600円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円

ニ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	7,700円
3 級	8,500円
4 級	9,800円
5 級	11,500円

ホ 特定獣医師職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,800円
3 級	8,500円
4 級	8,800円
5 級	9,400円
6 級	10,700円
7 級	11,700円

ヘ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特2 級	9,100円
3 級	9,900円
4 級	12,400円

ト 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	6,700円
2 級	8,100円
特2 級	8,900円
3 級	9,700円
4 級	12,100円

チ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,600円
3 級	7,700円
4 級	8,600円
5 級	9,100円
6 級	10,300円
7 級	11,300円
8 級	12,300円

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）
第六条 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「十八日」の下に「（一月間の日数（福岡県の休日）を定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「（前項）を」（同項）に改める。

第五条の二第二項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第四十七項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第五条の三中「十五年」を「二十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第五条の三の二 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第四十七項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう

。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第七条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」及び「同項第二号口」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加える。

第七条の三の表第七条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項（「」に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第七条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加え、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。以下この号及び次号において同じ。）」及び「」に改める。

第七条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第十条第四項において」に改め、「定める額（以下）」の下に「この項及び第五項において」を加える。

第七条の五第一項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第七条の六第一項第一号中「十五を」を「二十を」に改める。

第九条第三項中「職員が、」を「職員が」に改め、「場合」の下に「又は当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が同法第二十条の二に規定する場合に相当するものとして人事委員会規則で定める場合に該当する場合」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十条第三項並びに第十四条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第三十七項中「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第四十八項から第六十項まで」に改める。

附則第三十八項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第五十一項」を加える。

附則第三十九項中「第五条」の下に「又は附則第四十九項」を加える。

附則第四十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則に次の十五項を加える。

47 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額額が減額前の俸給月額額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額額には、当該差額を含まない

ものとする。

48 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第四十八項」とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 六十歳

二 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年福岡県条例第四十号）による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号。以下「令和五年旧職員定年条例」という。）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員 六十三歳

49 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（前項第二号に掲げる職員にあつては、六十三歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第五条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第四十九項」とする。

50 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員

二 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員

51 福岡県職員の給与に関する条例付則第三十八項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例付則第三十五項及び福岡県警察職員の給与に関する条例付則第三十四項の規定による職員の給料月額額の改定（附則第五十七項において「給料月額七割措置」という。）は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

52 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第七条の三の規定の適用につい

ては、第五条の三本文中「福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号）第二条に規定する定年退職日」とあるのは「定年（附則第四十八項第二号及び附則第五十項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第四十八項第二号に掲げる職員にあつては六十三歳とし、附則第五十項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）に達する日以後における最初の三月三十一日」と、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第七条の三の表第七条の項、第七条の二第一号の項及び第七条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第四十八項第二号及び附則第五十項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第四十八項第二号に掲げる職員にあつては六十三歳とし、附則第五十項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

53 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているものに係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第七条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「一年」とあるのは「零月」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第七条の三の表第七条の項、第七条の二第一号の項及び第七条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の三」とする。

附則第四十八項第二号及び第五十項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
附則第四十八項第二号に掲げる職員	六十三歳

54 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二並びに第七条の六の規定の適用については、第五条の三本文中「二十年を」とあるのは「十五年を」と、第七条の六第一項第一号中「二十を」とあるのは「十五を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているものに係る定年」とあり、及び第七条の六第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五十項第一号に掲げる職員	六十五歳
附則第五十項第二号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

55 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第五十三項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第七条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第七条の三の表第七条の項、第七条の二第一号の項及び第七条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「附則第五十三項の表の上欄に掲げる者の区分ごとと同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

56 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第五十三項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第七条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第七条の二第二号の項並びに第七条の三の表第七条の項、第七条の二第一号の項及び第七条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である

職員にあつては、百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められていたその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

57 当分の間、給料月額七割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第五条の二第一項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「七割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項及び次項において「七割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、七割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 七割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が七割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額

に対する割合

ロ 前号イに掲げる割合

58 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特別特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 次のイ又はロに掲げる前項第二号イに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額

イ 六十以上 特別特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び七割措置前給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ 六十未満 特別特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、七割措置前給料月額に前項第二号イに掲げる割合から前項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から前項第二号イに掲げる割合を乗じて得た額の合計額

59 定年前再任用短時間勤務職員が退職し、引き続き職員となつた場合における当該定年前再任用短時間勤務職員としての在職期間は、第十条第一項の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

60 先に職員として在職し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に基づく司法修習生となるため退職した者が司法修習生の修習を終えたのち、他に就職することなく再び職員となつた場合におけるその者の第十条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、先の職員としての在職期間を含むものとする。

61 前項の規定の適用を受ける職員に対して支給する退職手当の額は、第二条の四から第五条の三の二まで及び第七条から第七条の五までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた退職手当の額を控除した額とする。この場合における当該職員に対する第五条の二第二項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、基礎在職期間には、先の職員としての在職期間を含むものとする。

（福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の一部改正）

第七条 福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 福岡県職員の給与に関する条例付則第四十項、第四十二項又は第四十三項の規定による給料を支給される職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福岡県職員の給与に関する条例付則第四十項、第四十二項又は第四十三項の規定による給料の額との合計額」とする。

（福岡県職員の分限に関する条例の一部改正）

第八条 福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第五条中「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し、」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則に次の見出し及び二条を加える。

（降給に関する経過措置）

第五条 当分の間、次の各号に掲げる措置については、第四条に規定する降給とみなす。

- 一 福岡県職員の給与に関する条例付則第三十八項の措置
- 二 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）附則第四項の措置

第六条 第七条第三項の規定は、前条各号に掲げる措置の適用を受ける職員には、適用しない。この場合において、当該職員には、人事委員会規則の規定により、これらの措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第九条 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「に改正後の条例」を「に福岡県職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第四十八項若しくは第四十九項」を加え、「改正後の条例」を「同条例」に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第四十八項から第五十六項まで」に改める。

附則第七項中「に改正後の条例」を「に福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「又は改正後の条例」を「又は同条例」に改め、「第五条の二」の下に「（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第五十一項」を加える。

附則第八項中「改正後の条例」を「福岡県職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五条」の下に「又は附則第四十九項」を加える。

附則第九項中「改正後の条例」を「福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の二」を「第五条の三の二」に改める。

附則第二十五項各号列記以外の部分中「対する改正後の条例」を「対する福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「改正後の条例」を「同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改め、同項第一号中「改正後の条例」を「福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第十条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 福岡県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
第十一条 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四条第一項」を「。以下「定年条例」という。」第四条第一項」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 定年条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第十条第二号中「福岡県職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の一号を加える。

三 定年条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第十八条中「第二条」を「。以下「調整額条例」という。」第二条第一項」に、「同条に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による」を「同項中」とする」とあるのは、「に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児短時間勤務職員等についての調整額条例第二条第三項の規定の適用については、同項中「その額が給料月額」とあるのは、「その額が給料月額(その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額(県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項又は学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員については、当分の間、その額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)とする。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「、第十七条第一項」の下に「及び第十八条第一項」を加え、「勤務時間条例」を削る。

第二十二条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
 附則に次の三項を加える。

(県職員給与条例付則第三十八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

11 育児短時間勤務職員等に対する県職員給与条例付則第三十八項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(警察職員給与条例付則第三十四項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

12 育児短時間勤務職員等に対する警察職員給与条例付則第三十四項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(学校職員給与条例付則第三十五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

13 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十二条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第四条第二項、第八条第一項及び第十三条第一項第一号中「再任用短時間

勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十三条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 福岡県職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十四条 福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年福岡県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十五条 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「、新条例」を「、福岡県職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第十六条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則別表第四中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十七条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八

条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(定年引上げに伴う給料の特例)

4 当分の間、職員(管理者が指定する職員を除く。)が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に支給される給料の額については、県職員の例により、管理者が別に定める額とする。

(福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第十八条 福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第二項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することという。)」とする」に改める。

第五条中「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の下の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し、」に、「ときは」を「場合は」に改める。

付則を付則第一項とし、付則に次の一項を加える。

2 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)付則第三十五項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、第四条中「とする」とあるのは「並びに福岡県公立学校職員の給与に関する条例付則第三十五項の規定による降給とする」とする。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第十九条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項及び第五項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第七項中「の定める」を「で定める」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職

員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条の二を削る。

第九条第一項中「初日」を「一日」に改める。

第十三条の四第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第二項中「期間（以下）の下に「この項、次項及び第五項において」を加え、同項ただし書中「以下」を「次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第三項中「交通機関等（以下）を「交通機関等（次項において）」に改め、「。以下」の下に「この項及び次項において」を、「額（以下）の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第二項中「第二十一条」を「第二十一条各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の二第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

、同条第三項中「の定める」を「で定める」に改める。
 第二十三条の五第二項中「第十二条」を「第八条第一項から第九項まで、第十二条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
 付則第二項の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「その者」を「当該未帰還職員」に改める。
 付則に次の八項を加える。

35 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第三十七項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

36 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

- 三 福岡県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

37 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第三十九項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第三十五項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときは

これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第三十五項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

38 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

39 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第三十五項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第三十七項の規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

40 付則第三十七項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

41 付則第三十七項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料の額との合計額」とする。

42 付則第三十五項から前項までに定めるもののほか、付則第三十五項の規定による給料月額、付則第三十七項の規定による給料その他付則第三十五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
	円	円	円	円	円
	233,500	273,800	302,500	330,600	414,700

別表第一イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額	基礎給料月額
円	円	円	円
270,600	297,600	323,900	404,700

第二十条 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

（福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例の一部改正）

年 再 用 時 勤 務 員	基 給 料 月 額	準 額									
											円
定 前 任 短 時 勤 務 員	214,700		254,700		274,100		289,200		314,600		356,300

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

年 再 用 時 勤 務 員	基 給 料 月 額	準 額
定 前 任 短 時 勤 務 員	224,700	

第四条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合には」に改める。

付則に次の一項を加える。

3 給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料を支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料の額との合計額」とする。

（福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例の一部改正）

第二十一条 福岡県公立学校職員の定時制通信教育手当に関する条例（昭和三十五年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「一に」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合には」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料を支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料の額との合計額」とする。

（福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

第二十二条 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」第二十三条の四」を「。以下「給与条例」という。」第二十三条の四」に改める。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条第四項中「福岡県公立学校職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

附則に次の二項を加える。

10 給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつて、附則第八項における級別等変更日の前日において当該職員以外の職員であつた者に対する同項の規定の適用については、同項中「前日におけるへき地手当」とあるのは、「前日におい

て、当該職員が給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつたとみなして算定した給料の額及び同日に受けていた扶養手当の月額合計額に、級別等変更日の前日に受けていた支給割合を乗じて得た額」とする。

11 給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつて、附則第九項における廃止日の前日において当該職員以外の職員であつた者に対する同項の規定の適用については、同項中「前日に受けていたへき地手当の月額」とあるのは、「前日において、当該職員が給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員であつたとみなして算定した給料の額及び同日に受けていた扶養手当の月額合計額に、廃止日の前日に受けていた支給割合を乗じて得た額」とする。

第二十三条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正

四十六年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第七条第二項中「場合は」を「場合には」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料を支給される職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第三十七項、第三十九項又は第四十項の規定による給料の額との合計額」とする。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二十四条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成

二十九年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則別表第四中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(福岡県警察職員の分限に関する条例の一部改正)

第二十五条 福岡県警察職員の分限に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十二号

)の一部を次のように改正する。

第三条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することを

いう。)とする」に改める。

第四条中「、職員が」の下に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改め、同条各号を次のように改める。

一 職員の勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

三 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(前二号に掲げる場合を除く。)。付則に次の二項を加える。

3 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)付則第三十四項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、第三条中「とする」とあるのは「並びに福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)付則第三十四項の規定による降給とする」とする。

4 第六条第四項の規定は、福岡県警察職員の給与に関する条例付則第三十四項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(福岡県警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二十六条 福岡県警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十九年福岡県

条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として

次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第二十七条 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)

の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第四項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第六項中「定める」を「で定める」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の二を削る。

第十二條の四第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第二項中「期間(以下)の下に」この項、次項及び第五項において」を加え、同項ただし書中「以下」を「次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同条第三項中「交通機関等(以下)を」交通機関等(次項において)」に、「以下」を「。以下」を「。以下この項及び次項において」に改め、「額(以下)の下に」この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第十四條第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」

」に改める。

第十七条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第二項中「第二十一条」を「第二十一条第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「以下この条」を「以下この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の三の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第九条の三」を「第七条第一項から第八項まで、第九条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第三項の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「その者」を「当該未帰還職員」に改める。

付則第三十三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。付則に次の十項を加える。

34 当分の間、職員の給料月額額は、当該職員が六十歳(福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号)第一条の規定による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第一号)第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては、六十三歳)に達した日以後における最初の四月一日(付則第三十六項及び第三十八項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

35 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 福岡県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 福岡県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

36 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第四十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第三十四項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び付則第三十八項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第三十四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

37 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

38 警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第

三十四項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

39 付則第三十七項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第三十七項中「前項」とあるのは「付則第三十八項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

40 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第三十四項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第三十六項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第三十六項及び第三十七項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

41 付則第三十六項、第三十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第三十四項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

42 付則第三十六項、第三十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第三十六項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

43 付則第三十四項から前項までに定めるもののほか、付則第三十四項の規定による給料月額、付則第三十六項の規定による給料その他付則第三十四項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,000	252,700	256,800	288,100	304,600	342,300	377,400	409,000

基 準	基 準	基 準
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
283,000	325,400	383,900

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円	円
	214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400	

年 再 用 時 勤 務 員	準 額 月 額	基 給 料 月 額
	円	円
定 前 任 短 時 間 勤 務 員	217,000	258,200

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第二十八条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則別表第四中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(福岡県職員の再任用に関する条例の廃止)

第二十九条 福岡県職員の再任用に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十三号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第六条中福岡県職員の退職手当に関する条例第二条第四項、第九条第三項及び第十項並びに附則第四十六項の改正規定並びに附則第九条、第二十二條及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

(福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、施行日前に第一条の規定による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合にお

いて、第一条の規定による改正後の福岡県職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

(福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条及び次条において「年齢六十五年度末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の

人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第

二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十三条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十三条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第八条において同じ。）に達している者（新定年条例第十三条

新定年条例定年をいう。附則第八条において同じ。）に達している者（新定年条例第十三条

の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢)

第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢)

第六条 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三条及び第四条の規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていた

ものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(福岡県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第八条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第十三条に規定する年齢六十一年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第十三条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第十三条の規定により採用された職員(以下「定年前任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定め

る短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員（を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十年とする。

（福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第三条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例（以下「新県職員給与条例」という。）付則第三十八項から第四十五項まで、第十九条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）付則第三十五項から第四十二項まで及び第二十七条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例（以下「新警察職員給与条例」という。）付則第三十四項から第四十三項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

第十一条 附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額額は、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新県職員給与条例第六条第一項、新学校職員給与条例第六条第一項及び新警察職員給与条例第六条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新県職員給与条例第六条第三項、新学校職員給与条例第六条第三項及び新警察職員給与条例第六条第三項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

第十二条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第十三条 附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年

前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新県職員給与条例第六条第一項、新学校職員給与条例第六条第一項及び新警察職員給与条例第六条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新県職員給与条例第六条第三項、新学校職員給与条例第六条第三項及び新警察職員給与条例第六条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新県職員給与条例第十五条第三項及び第十八条、新学校職員給与条例第十五条第三項及び第十八条並びに新警察職員給与条例第十四条第三項及び第十七条の規定を適用する。

第十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新県職員給与条例第二十一条第三項及び付則第三十七項、新学校職員給与条例第二十条第三項並びに新警察職員給与条例第二十条第三項及び付則第三十三項の規定を適用する。

第十六条 新県職員給与条例第二十二条第一項、新学校職員給与条例第二十一条第一項又は新警察職員給与条例第二十一条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の算定に係るこれらの規定の適用については、新県職員給与条例第二十一条第二項各号又は新警察職員給与条例第二十一条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係るこれらの規定の適用については、新県職員給与条例第十二条第二項第一号、新学校職員給与条例第二十一条第二項第一号及び新警察職員給与条例第二十一条第二項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第四十号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、新県職員給与条例第二十二条第二項第二号、新学校職員給与条例第二十一条第二項第二号及び新警察職員給与条例第二十一条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第十七条 新県職員給与条例第七条第一項から第九項まで、第十条の二、第十二条、第

十三条、第十三条の二及び第十三条の三、新学校職員給与条例第八条第一項から第九項まで、第十二条、第十三条及び第十三条の三、福岡県公立学校職員のへき手当等に関する条例並びに新警察職員給与条例第七条第一項から第八項まで、第九条の三、第十一条、第十二条、第十二条の三、第二十三条の二及び第二十三条の二の二の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 暫定再任用職員に対する第四条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条の二第一項の規定の適用については、同項中「法第二十二條の四第一項」とあるのは、「法第二十二條の四第一項又は福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第四十号）附則第三条第一項若しくは第二項若しくは第四条第一項若しくは第二項」とする。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 暫定再任用常時勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第五条の規定による改正後の福岡県職員の給料の調整額に関する条例（次項及び次条において「新調整額条例」という。）第二条第三項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新調整額条例第二条第二項及び第三項の規定を適用する。

第二十条 附則第三条第二項に規定する期間においては、新調整額条例第二条第三項第二号中「別表第三」とあるのは、「別表第二」とする。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員は、第六条の規定による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新退職手当条例の規定を適用する。

第二十二条 新退職手当条例第二条第四項の規定は、この条例の公布の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第二十三条 新退職手当条例第九条第三項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員

に該当するに至った者について適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 暫定再任用常時勤務職員に対する第十条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例第二条第二項の規定の適用については、同項第一号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第四十号）附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十一条の規定による改正後の福岡県職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第二十二條第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十二條の規定による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 暫定再任用常時勤務職員に対する第十三條の規定による改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例第二条第二項の規定の適用については、同項第一号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第四十号）附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第十四條の規定による改正後の福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条の規定の適用については、同条中「法第二十二條の四第一項」とあるのは、「法第二十二條の四第一項又は福岡県職員

の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第四十号）附則第四号第一項若しくは第二項」とする。

（福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 暫定再任用職員には第十七条の規定による改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条の給与のうち、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当は支給しない。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第二十三条の規定による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第二条第二項の規定の適用については、同項中「第二十二条の四第一項」とあるのは、「第二十二条の四第一項又は福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年条例第四十号）附則第四条第一項若しくは第二項」とする。

（人事委員会規則への委任）

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十一号

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業）

第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの正規の勤務時間（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第九条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）に二分の一を乗じて得た時間を上限として任命権者が定める時間の範囲内で、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、五十五歳とする。

3 任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十一号。以下この条において「県職員給与条例」という。）第十四条、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第五十号。以下この条において「警察職員給与条例」という。）第十三条及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第五十一号。以下この条において「学校職員給与条例」という。）第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、県職員給与条例第十八条、警察職員給与条例第十七条又は学校職員給与条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号。以下この条において「退職手当条例」という。）第十条第一項から第四項まで、第十条の二及び第十条の三の規定により計算した在职期間から除算する。この場合における退職手当条例第十条第五項及び第七項の規定の適用については、退職手当条例第十条第五項中「第十条の三」とあるのは「第十条の三並びに福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年福岡県条例第四十一号）第四条」と、退職手当条例第十条第七項中「第十条の三」とあるのは「第十条の三並びに福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例第四条

」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(人事委員会規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十二号

福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例

福岡県森林環境税条例（平成十八年福岡県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「十五年」を「二十年」に改める。

附則第五項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県条例第四十三号

福岡県個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、県の機関（知事、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。）及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

(条例要配慮個人情報)

第三条 第六十条第五項の条例で定める記述等は、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成三十一年福岡県条例第六号）第八条に規定する同和地区の所在地を含む記述等とする。

(登録簿)

第四条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルを保有するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価の実施を要する個人情報取扱事務にあつては、番号利用法第二十八条第四項の規定による評価書の公表後、速やかに）、次に掲げる事項を登録簿に登録しな

福岡県知事 服部 誠太郎

ればならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

一 個人情報取扱事務の名称

二 個人情報取扱事務の目的

三 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

四 個人情報取扱事務の対象となる個人の範囲

五 個人情報取扱事務に係る保有個人情報に要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

六 その他実施機関が定める事項

3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

一 法第七十四条第二項第一号から第四号まで、第六号及び第八号並びに政令第二十条第三項各号に掲げる個人情報ファイルを保有する個人情報取扱事務

二 県の安全その他の県の重大な利益に関する個人情報取扱事務

4 公安委員会及び警察本部長は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録せず、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

5 実施機関は、第二項の登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第五条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第六条 開示決定等は、開示請求があった日から十五日以内になければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を

書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第七条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から三十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第八条 法第八十九条第二項に規定する手数料は、徴収しない。ただし、法第八十七条第一項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第九条 法第八十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第八十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第一百五十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第八十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第一百五十五条(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

(福岡県個人情報保護審議会の設置)

第十条 次に掲げる事務を行うため、福岡県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項の機関として、法第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十第二項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。

三 番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、意見を述べること。

四 次条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(審議会への諮問)

第十一条 実施機関(県が設立した地方独立行政法人を除く。)は、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(組織)

第十二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(委員)

第十三条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の身分保障)

第十四条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第十五条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第十六条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十八条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(審議会の調査権限)

第十九条 審議会は、必要があると認めるときは、法第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求める

ことができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 審議会は、第十条第二号から第四号までに掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関その他の関係者に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(委員による調査手続)

第二十條 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を開覧させることができる。

(調査審議手続の非公開)

第二十一條 審議会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(会議の運営)

第二十二條 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(施行の状況の公表)

第二十三條 知事は、毎年一回、法の施行の状況について公表するものとする。

(委任)

第二十四條 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第二十五條 第十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(福岡県個人情報保護条例の廃止)

第二條 福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三條 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の福岡県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第七条又は第八条第三項若しくは第九条第三項の規定による職務上又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第四号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつた者

二 この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第八条第二項の委託を受けた事務に従事していた者

三 この条例の施行前において旧実施機関が公の施設の管理を行っていた指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行う当該公の施設の管理業務に従事していた者

2 この条例の施行の前日に旧条例第十二条第一項若しくは第二項、第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により、旧条例第五十一条第一項の規定により県に置かれた福岡県個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)に対しされている諮問その他の行為は、審議会に対しされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第十三条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であつた者に係る旧条例第五十一条第三項の規定による職務上知り得た

秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 第一項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、次に掲げる文書であつて、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の旧個人情報を検索できる体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 この条例の施行前において旧実施機関が管理していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第二条第五号に規定する公文書（同号ハに規定する特定歴史公文書を含む。）をいう。）

二 この条例の施行前において旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者が管理していた文書（公の施設の管理業務に関するものであつて、図画、写真、フィルム及び電磁的記録を含む。）

7 第一項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前項各号に掲げる文書に記録されている旧個人情報等をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8 第五項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 この条例の施行の際現に実施機関において行われている個人情報取扱事務に係る第四條第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについて、この条例の施行後遅滞なく」とする。

（福岡県領収証紙条例の一部改正）

第四條 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

三六 福岡県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第四十三

号）第九条第一項及び第二項の手数料

（福岡県情報公開条例の一部改正）

第五條 福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十條第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同條第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同條第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二條第一項第一号に規定する記述等若しくは同條第二項に規定する個人識別符号

（福岡県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第六條 福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七條中「福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）第五十一條」を「福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第四十三号）第十條」に改める。

（福岡県行政不服審査会条例の一部改正）

第七條 福岡県行政不服審査会条例（平成二十七年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「第五條第一項（第七條第四項）」を「第六條第一項（第八條第四項）」に改め、同條を第十二條とし、第十條を第十一條とし、第二條から第九條までを一條ずつ繰り下げ、第一條の次に次の一條を加える。

（所掌事務）

第二條 審査会は、行政不服審査法第八十一條第一項の機関として、同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係るものを除く。）を処理する。

(福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例の一部改正)

第八条 福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例(平成二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「福岡県行政不服審査会」を「法第八十一条第一項若しくは第二項の機関」に改める。

福岡県旅券発給手数料条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十四号

福岡県旅券発給手数料条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県旅券発給手数料条例の一部改正)

第一条 福岡県旅券発給手数料条例(平成十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第二条各号を次のように改める。

- 一 法第三条第一項本文、第十条第一項及び第十一条の規定により一般旅券の発給を申請する者 二千円(法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千百円)
- 二 法第九条第一項の規定により一般旅券の渡航先の追加を申請する者 三百円

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の二の項中「旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)を「旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)に改め、同項二中「人違いでない」を「本人である」に改め、同項中トを削り、同項へ中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改め、同項中へをトとし、同項ホ中「及び第十二条第三項」を削り、同項中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 法第三条第五項の規定による現有旅券の確認

別表一の二の項カ中「第七条第五項(施行規則第十四条第三項において準用する場合を含む。)」を「第十一条第四項」に改め、同項中カをヨとし、同項ワ中「第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「第七条第二項」に、「申請者の指定した者であること等」を「法第三条第六項各号に掲げる者に該当すること」に改め、同項中ワをカとし、同項ヲ中「第三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「第七条第一項」に、「申出の受理」を「受付」に改め、同項中ヲをワとし、ルをヲとし、同項又中「受理」を「受付」に改め、同項中ヌをルとし、同項リ中「人違いでない」を「本人である」に改め、同項中リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 法第八条第三項後段の規定による同条第二項の規定に該当する申請者からの現有旅券の返納の受付

別表一の二の項上欄に次のように加える。

タ 施行規則第十四条第一項ただし書の規定による旅券面への署名の要求

レ 施行規則第十七条第二項の規定による届出者が法第十七条第二項各号に掲げる者に該当することの確認及びその確認のための書類の提示等の要求

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

(福岡県旅券発給手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請があった一般旅券の発給等に係る手数料については、なお従前の例による。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十五号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二中「第百十七条の二第一号」を「第百十七条の二第一項第一号」に、「第百十七条の二の二三号」を「第百十七条の二の二第一項第三号」に改める。
第二十四条第二項中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十六号

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

福岡県環境影響評価条例(平成十年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条に次の一項を加える。

2 第二章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二十二條の三第一項に規定する認定地域炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二條の二第二項第四号の整備(同法第二十一条第六項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。)については、適用しない。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十七号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例(平成九年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
第五条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六条第一項中「高齢者、身体障がいのある人その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第二項において「高齢者等」という。)にあつては第二号から第六号まで、」を削り、「第三号及び第四号」を「、第二号から第四号まで」に改め、第一号を削り、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 入居者又は同居者に(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合

(ア) 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者でその障がいの程度が、身体障がいにあつては身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度、精神障がい(知的障がいを除く。)にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度、知的障がいにあつては当該程度に相当する程度であるもの

- (イ) 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの
- (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- (オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十

三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

第六条第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(4)を同号イ(3)とし、同号イ(5)を同号イ(4)とし、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族(事実婚者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第十二条及び第二十条において同じ。)であること。

第六条第一項に次の一号を加える。

七 その者が身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

第六条第二項を削り、同条第三項中「前項ただし書」を「前項第七号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項ただし書」を「第一項第七号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項に定めるもののほか、知事は、適切な住宅の供給を行うために特に必要があると認める場合には、入居者の資格について制限を加えることができる。

第七条第二項中「第六条第一項第二号ロ」を「前条第一項第一号ロ」に、「前条第一項各号(高齢者等)にあつては、同項第二号から第六号まで」を「同項各号」に改める

第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、「ついで」の下に「、知事が定める方法により」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、知事は、特に居住の安定を図る必要があると認める者について、優先的な措置を講ずることができる。

第九条第二項中「、第一項各号の一」を「、前項各号のいずれか」に、「、第一項の一」を「、同項の一」に改める。

第十二条第二項第一号中「第六条第一項第二号」を「第六条第一項第一号」に改める

第二十条第一項中「第六条第一項第一号に規定する」を「当該入居者が県営住宅への

入居の際に同居させている」に、「第十二条の規定により知事」を「第十二条第一項」に、「受けた当該親族以外の」を「受けて同居させている」に、「並びに」を「、」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十九条第一項中「第六条第一項第二号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第四十八条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六十三条第二項中「第六条第三項及び第四項、第八条並びに第九条第一項」を「第六条第二項及び第三項並びに第八条」に、「、同条第二項」を「、第九条第一項前段及び第二項」に、「、事由」を「、同項中「事由」に、「認める」を「認める」に改める。

附則中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十八号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第6条関係）教育職給料表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,100	207,100	267,200	331,900	416,400
	2	165,600	208,800	269,600	334,100	418,200
	3	167,100	210,400	271,900	336,200	420,000
	4	168,600	212,100	274,100	338,200	421,700
	5	170,200	213,900	276,500	340,300	423,200
	6	172,100	215,500	278,800	342,100	424,700
	7	173,900	217,200	281,000	343,900	426,600
	8	175,700	218,800	283,100	345,300	428,500
	9	177,400	220,600	285,200	347,000	430,300
	10	179,500	222,500	287,500	349,100	432,100
	11	181,500	224,400	289,800	351,200	434,000
	12	183,400	226,300	291,900	353,300	435,800
	13	185,300	227,800	294,300	355,400	437,500
	14	187,400	229,800	296,100	357,400	439,400
	15	189,500	231,800	298,000	359,400	441,200
	16	191,600	233,800	299,700	361,400	443,100
	17	193,800	235,600	301,500	363,000	444,800
	18	196,100	238,300	303,800	364,900	446,600
	19	198,600	241,000	306,000	366,700	448,400
	20	200,900	243,700	308,400	368,700	450,200
	21	203,300	246,300	310,600	370,300	451,800
	22	204,900	249,100	313,000	372,200	453,500
	23	206,600	251,700	315,200	374,000	455,400
	24	208,300	254,400	317,800	375,900	457,100
	25	209,800	256,700	320,200	377,200	458,800
	26	211,300	259,100	322,500	379,000	460,400
	27	213,000	261,600	324,700	380,800	462,000
	28	214,600	263,800	326,800	382,700	463,500
	29	216,100	266,300	328,900	384,500	465,000
	30	217,800	268,600	330,500	386,400	466,300
	31	219,500	270,800	332,100	388,300	467,600
	32	221,200	272,900	333,500	390,300	468,900
	33	222,600	275,000	335,300	392,000	470,100
	34	224,400	277,200	337,400	393,700	470,800
	35	226,200	279,300	339,500	395,300	471,500
	36	227,900	281,200	341,500	397,100	472,200
	37	229,400	283,500	343,600	398,300	472,800
	38	231,200	285,200	345,700	399,800	473,400
	39	233,000	287,100	347,900	401,200	474,000
	40	234,800	288,900	350,000	402,600	474,600
	41	236,500	290,300	351,900	404,300	475,200
	42	238,200	292,400	354,000	405,700	475,800
	43	239,800	294,400	355,900	407,000	476,300
	44	241,400	296,600	358,000	408,500	476,800

	45	242,600	298,600	359,800	410,100	477,300
	46	243,900	301,000	361,800	411,400	477,800
	47	245,200	303,200	363,700	412,900	478,300
	48	246,300	305,800	365,700	414,500	478,700
	49	247,600	308,000	367,300	416,200	479,100
	50	249,000	310,400	369,100	417,600	
	51	250,200	312,700	371,000	419,200	
	52	251,600	314,900	373,000	420,700	
	53	252,700	317,000	374,800	422,400	
	54	253,900	318,800	376,600	423,900	
	55	255,200	320,400	378,400	425,500	
	56	256,200	321,800	380,100	427,100	
	57	257,500	323,700	381,600	428,600	
	58	258,200	325,800	383,200	430,100	
	59	259,300	327,900	384,900	431,300	
	60	260,300	329,900	386,600	432,500	
	61	261,400	332,000	387,800	433,700	
	62	262,300	334,100	389,200	435,000	
	63	263,400	336,300	390,600	436,300	
	64	264,200	338,500	391,900	437,500	
	65	265,500	340,200	393,300	438,700	
	66	266,900	342,400	394,500	439,900	
	67	268,300	344,400	395,900	441,100	
	68	269,900	346,600	397,300	442,300	
	69	271,200	348,400	398,600	443,500	
	70	272,500	350,300	399,900	444,700	
	71	273,800	352,300	401,300	445,900	
	72	275,100	354,300	402,600	447,100	
	73	276,100	355,900	403,900	448,200	
	74	277,300	357,800	405,300	448,800	
	75	278,600	359,600	406,700	449,300	
	76	279,400	361,500	408,000	449,800	
	77	280,300	363,300	409,200	450,300	
	78	281,300	365,000	410,400	450,800	
	79	282,300	366,700	411,700	451,300	
	80	283,300	368,300	413,100	451,800	
	81	284,400	369,800	414,400	452,200	
	82	285,600	371,300	415,600	452,700	
	83	286,800	372,800	416,600	453,100	
	84	288,000	374,200	417,800	453,500	
	85	289,000	375,300	419,000	453,900	
	86	290,100	376,700	420,200	454,300	
	87	291,100	378,100	421,400	454,700	
	88	292,300	379,400	422,400	455,100	
	89	293,400	380,700	423,500	455,400	
	90	294,500	382,000	424,500		
	91	295,700	383,200	425,500		
	92	296,900	384,500	426,500		

再任職員以外の職員

93	297,400	385,800	427,400
94	298,400	386,900	428,200
95	299,500	388,200	429,000
96	300,700	389,400	429,800
97	301,700	390,800	430,600
98	302,800	391,800	431,000
99	303,800	392,900	431,400
100	304,900	393,900	431,800
101	305,800	394,800	432,200
102	306,900	395,800	432,500
103	308,000	396,900	432,800
104	309,000	398,000	433,100
105	309,600	398,700	433,400
106	310,500	399,600	433,700
107	311,300	400,500	434,000
108	312,100	401,400	434,200
109	313,000	402,200	434,400
110	313,400	403,100	434,700
111	313,800	403,900	435,000
112	314,300	404,700	435,200
113	314,900	405,300	435,400
114	315,300	406,000	435,700
115	315,800	406,700	436,000
116	316,300	407,400	436,200
117	316,900	408,000	436,400
118	317,400	408,500	436,700
119	317,800	408,900	437,000
120	318,300	409,300	437,200
121	318,800	409,700	437,400
122	319,200	410,000	
123	319,700	410,300	
124	320,200	410,500	
125	320,800	410,700	
126	321,100	411,000	
127	321,400	411,300	
128	321,700	411,500	
129	321,900	411,700	
130	322,200	412,000	
131	322,500	412,300	
132	322,800	412,500	
133	323,000	412,700	
134	323,200	413,000	
135	323,400	413,300	
136	323,700	413,500	
137	324,000	413,700	
138	324,200	414,000	
139	324,500	414,300	
140	324,800	414,500	

141	325,000	414,700			
142	325,200	415,000			
143	325,500	415,300			
144	325,700	415,500			
145	326,000	415,700			
146	326,200	416,000			
147	326,500	416,300			
148	326,800	416,500			
149	327,000	416,700			
150	327,200	417,000			
151	327,500	417,300			
152	327,800	417,500			
153	328,000	417,700			
154	328,300				
155	328,600				
156	328,800				
157	329,000				
158	329,300				
159	329,600				
160	329,800				
161	330,000				
162	330,300				
163	330,600				
164	330,800				
165	331,000				
166	331,300				
167	331,600				
168	331,800				
169	332,000				
170	332,300				
171	332,600				
172	332,800				
173	333,000				
174	333,300				
175	333,600				
176	333,800				
177	334,000				
再任用職員	233,500	273,800	302,500	330,600	414,700

備考

- 1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,100	179,900	267,200	295,700	406,200
	2	165,600	182,000	269,600	298,300	407,700
	3	167,100	184,100	271,900	301,100	409,200
	4	168,600	186,300	274,100	303,500	410,700
	5	170,200	188,300	276,500	306,000	412,100
	6	172,100	190,300	278,800	308,100	413,500
	7	173,900	192,400	281,000	310,400	415,000
	8	175,700	194,500	283,100	312,500	416,600
	9	177,400	196,700	285,200	314,600	418,000
	10	179,500	199,300	287,500	316,900	419,400
	11	181,500	201,900	289,800	319,300	420,800
	12	183,400	204,500	291,900	321,800	422,100
	13	185,300	207,100	294,300	324,200	423,400
	14	187,400	208,800	296,100	326,100	424,800
	15	189,500	210,400	298,000	328,000	426,200
	16	191,600	212,100	299,700	330,100	427,600
	17	193,800	213,900	301,500	331,900	428,800
	18	196,100	215,500	303,800	334,100	430,100
	19	198,600	217,200	306,000	336,200	431,300
	20	200,900	218,800	308,400	338,200	432,600
	21	203,300	220,600	310,600	340,300	433,700
	22	204,900	222,500	313,000	342,100	434,900
	23	206,600	224,400	315,200	343,900	436,200
	24	208,300	226,300	317,800	345,300	437,500
	25	209,800	227,800	320,200	347,000	438,800
	26	211,200	229,800	322,500	348,800	440,000
	27	212,800	231,800	324,700	350,700	441,000
	28	214,300	233,800	326,800	352,600	442,100
	29	216,000	235,600	328,900	354,400	443,300
	30	217,700	238,300	330,500	356,200	444,100
	31	219,400	241,000	332,100	357,900	444,900
	32	221,100	243,700	333,500	359,800	445,800
	33	222,400	246,300	335,300	361,100	446,700
	34	224,100	249,100	337,400	362,800	447,200
	35	225,800	251,700	339,500	364,300	447,700
	36	227,400	254,400	341,500	366,100	448,200
	37	228,800	256,700	343,500	368,000	448,700
	38	230,500	259,100	345,400	369,500	449,200
	39	232,200	261,600	347,400	370,800	449,700
	40	233,900	263,800	349,300	372,400	450,100
	41	235,500	266,300	350,800	373,500	450,500
	42	237,200	268,600	352,600	374,900	450,900
	43	238,800	270,800	354,200	376,300	451,300
	44	240,400	272,900	355,900	377,800	451,700

	45	242,000	275,000	357,700	379,200	452,100
	46	243,500	277,200	359,400	380,800	452,500
	47	244,800	279,300	360,700	382,400	452,900
	48	246,100	281,200	362,300	383,900	453,300
	49	247,200	283,500	363,500	385,300	453,600
	50	248,500	285,200	365,000	386,800	
	51	249,900	287,100	366,600	388,300	
	52	251,000	288,900	368,200	389,700	
	53	252,100	290,300	369,600	390,900	
	54	253,500	292,400	371,100	392,200	
	55	254,500	294,400	372,600	393,300	
	56	255,500	296,600	374,100	394,400	
	57	256,700	298,600	375,600	395,800	
	58	257,700	301,000	377,000	397,000	
	59	258,800	303,200	378,400	398,200	
	60	259,800	305,800	379,700	399,500	
	61	261,000	308,000	380,600	400,700	
	62	261,700	310,400	381,800	401,700	
	63	262,600	312,700	383,000	403,100	
	64	263,200	314,900	384,100	404,400	
	65	264,200	317,000	385,000	405,600	
	66	265,600	318,800	386,200	406,700	
	67	266,700	320,400	387,200	407,900	
	68	268,000	321,800	388,300	409,000	
	69	269,500	323,700	389,500	410,000	
	70	271,000	325,800	390,500	411,200	
	71	272,300	327,900	391,600	412,400	
	72	273,700	329,900	392,800	413,600	
	73	274,500	332,000	393,800	414,200	
	74	275,500	334,100	394,900	415,000	
	75	276,700	336,300	396,000	415,700	
	76	277,500	338,500	397,100	416,200	
	77	278,700	340,200	398,000	416,500	
	78	279,700	342,100	398,900	416,900	
	79	280,900	343,800	399,900	417,300	
	80	281,800	345,600	400,900	417,700	
再任 用職 員以 外の 職員	81	283,000	347,400	401,700	418,000	
	82	283,800	349,200	402,500	418,400	
	83	284,800	350,600	403,200	418,800	
	84	285,800	352,400	404,000	419,100	
	85	286,700	353,600	404,700	419,400	
	86	287,600	355,200	405,500	419,800	
	87	288,300	356,700	406,200	420,200	
	88	289,300	358,200	406,900	420,500	
	89	290,300	359,500	407,500	420,800	
	90	291,200	360,800	408,200	421,100	
	91	292,100	362,200	408,700	421,400	
	92	292,900	363,600	409,400	421,600	

93	293,200	365,100	409,800	421,800
94	293,900	366,400	410,200	422,100
95	294,600	367,700	410,500	422,400
96	295,400	368,900	410,800	422,600
97	296,200	369,900	411,100	422,800
98	297,000	370,900	411,400	423,100
99	297,800	371,900	411,700	423,400
100	298,500	372,900	411,900	423,600
101	299,400	373,800	412,100	423,800
102	299,900	374,800	412,400	424,100
103	300,400	375,800	412,700	424,400
104	300,900	376,800	412,900	424,600
105	301,100	377,600	413,100	424,800
106	301,500	378,500	413,400	
107	301,800	379,400	413,700	
108	302,000	380,400	413,900	
109	302,200	381,200	414,100	
110	302,400	382,200	414,400	
111	302,700	383,200	414,700	
112	303,000	384,200	414,900	
113	303,200	384,800	415,100	
114	303,400	385,700	415,400	
115	303,600	386,600	415,700	
116	303,900	387,500	415,900	
117	304,200	388,300	416,100	
118	304,500	389,000	416,400	
119	304,800	389,800	416,700	
120	305,100	390,600	416,900	
121	305,300	391,200	417,100	
122	305,500	392,000		
123	305,700	392,700		
124	306,000	393,400		
125	306,300	394,000		
126	306,500	394,700		
127	306,800	395,200		
128	307,000	395,800		
129	307,200	396,500		
130	307,500	397,100		
131	307,800	397,600		
132	308,000	398,100		
133	308,200	398,400		
134	308,500	398,700		
135	308,800	399,000		
136	309,000	399,300		
137	309,200	399,600		
138		399,900		
139		400,200		
140		400,500		

141			400,800			
142			401,100			
143			401,400			
144			401,700			
145			401,900			
146			402,200			
147			402,500			
148			402,700			
149			402,900			
150			403,200			
151			403,500			
152			403,700			
153			403,900			
154			404,200			
155			404,500			
156			404,700			
157			404,900			
158			405,200			
159			405,500			
160			405,700			
161			405,900			
162			406,200			
163			406,500			
164			406,700			
165			406,900			
再任用職員備考		224,700	270,600	297,600	323,900	404,700

- 1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第6条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	149,800	198,200	234,100	265,700	290,400	318,700
	2	150,900	200,000	235,700	267,400	292,600	320,900
	3	152,100	201,800	237,200	268,900	294,700	323,200
	4	153,200	203,600	238,700	270,700	296,700	325,400
	5	154,300	205,100	240,000	272,400	298,500	327,600
	6	155,400	206,900	241,600	274,200	300,500	329,600
	7	156,500	208,700	243,100	276,000	302,300	331,800
	8	157,600	210,500	244,600	278,000	303,700	334,000
	9	158,600	212,100	245,700	279,900	305,600	335,900
	10	160,000	213,900	247,200	281,900	307,900	338,100
	11	161,300	215,700	248,700	283,800	310,100	340,100
	12	162,600	217,500	250,000	285,700	312,400	342,300
	13	163,800	218,900	251,500	287,600	314,500	344,100
	14	165,300	220,700	252,700	289,400	316,600	346,100
	15	166,800	222,400	254,000	290,900	318,800	348,100
	16	168,400	224,200	255,200	292,100	320,900	350,100
	17	169,500	225,800	256,500	293,900	322,800	351,800
	18	170,900	227,500	257,900	295,900	324,800	353,800
	19	172,300	229,100	259,300	298,000	326,800	355,600
	20	173,700	230,600	260,800	300,000	328,800	357,500
	21	175,000	231,900	262,400	301,900	330,500	359,400
	22	177,500	233,500	264,100	304,000	332,600	361,300
	23	180,000	235,100	265,700	306,000	334,600	363,300
	24	182,500	236,600	267,300	308,100	336,700	365,200
	25	184,900	240,000	269,100	309,800	338,100	367,200
	26	186,600	241,600	270,900	311,900	340,000	369,100
	27	188,200	243,100	272,600	313,900	341,900	371,100
	28	189,900	244,600	274,300	315,900	343,800	373,100
	29	191,400	245,700	275,900	317,600	345,400	374,600
	30	193,100	247,200	277,600	319,600	347,300	376,400
	31	194,900	248,700	279,400	321,700	349,200	378,200
	32	196,600	250,000	280,700	323,800	351,000	379,800
	33	198,200	251,500	281,900	325,000	352,900	381,600
	34	199,600	252,700	283,600	327,000	354,700	384,300
	35	201,100	254,000	285,200	328,900	356,500	386,900
	36	202,600	255,200	286,900	331,000	358,200	389,600
	37	205,100	256,500	288,500	332,900	359,600	392,000
	38	206,900	257,900	290,200	334,800	360,900	394,300
	39	208,700	259,300	292,000	336,800	362,300	396,500
	40	210,500	260,800	293,800	338,700	363,700	398,900
	41	212,100	262,400	295,300	340,600	367,200	400,700
	42	213,900	264,100	297,000	342,500	369,100	402,700
	43	215,700	265,700	298,500	344,300	371,100	404,600
	44	217,500	267,300	300,100	346,200	373,100	406,400

	45	218,900	269,100	301,900	347,700	374,600	408,300
	46	220,700	270,900	304,000	349,100	376,400	410,100
	47	222,400	272,600	306,000	350,600	378,200	411,900
	48	224,200	274,300	308,100	352,100	379,800	413,800
	49	225,800	275,900	309,800	353,700	381,600	415,600
	50	227,500	277,600	311,900	354,500	383,000	417,100
	51	229,100	279,400	313,900	355,700	384,500	418,600
	52	230,600	280,700	315,900	356,700	386,100	420,200
	53	231,900	281,900	317,600	359,600	387,500	421,800
	54	233,500	283,600	319,600	360,900	388,700	423,100
	55	235,100	285,200	321,700	362,300	389,900	424,400
	56	236,600	286,900	323,800	363,700	391,000	425,600
	57	237,600	288,500	325,000	365,000	392,100	426,800
	58	239,100	290,200	327,000	365,900	393,300	428,100
	59	240,400	292,000	328,900	367,000	394,500	429,400
	60	241,600	293,800	331,000	368,100	395,600	430,600
	61	242,800	295,300	332,900	368,900	396,300	431,800
	62	243,800	297,000	334,800	369,800	397,000	432,600
	63	244,800	298,500	336,800	370,700	397,700	433,400
	64	245,800	300,100	338,700	371,600	398,400	434,200
	65	246,900	301,700	340,600	372,500	399,000	434,800
	66	247,800	303,400	342,500	373,300	399,600	435,500
	67	248,700	305,000	344,300	374,100	400,100	436,200
	68	249,700	306,700	346,200	374,900	400,500	436,900
再任用職員以外の職員	69	250,600	307,600	347,700	375,600	400,900	437,700
	70	251,900	309,100	349,100	376,300	401,200	438,500
	71	253,100	310,600	350,600	377,000	401,500	438,900
	72	254,400	312,200	352,100	377,700	401,800	439,600
	73	255,700	313,800	353,700	378,200	402,100	440,100
	74	257,100	315,400	354,500	378,800	402,400	440,500
	75	258,300	317,000	355,700	379,400	402,700	440,900
	76	259,500	318,500	356,700	380,100	403,000	441,300
	77	260,600	320,000	357,600	380,500	403,300	441,700
	78	261,800	321,200	358,700	381,200	403,600	442,100
	79	263,100	322,400	359,600	381,800	403,900	442,500
	80	264,000	323,600	360,700	382,400	404,200	442,800
	81	265,100	324,300	361,600	382,800	404,500	443,100
	82	266,100	325,200	362,300	383,400	404,800	443,500
	83	267,300	326,000	363,000	384,000	405,100	443,800
84	268,400	326,800	363,700	384,600	405,400	444,100	
85	269,400	327,700	364,100	385,000	405,600	444,400	
86	270,400	328,100	364,700	385,500	405,900		
87	271,500	328,800	365,400	386,000	406,200		
88	272,600	329,600	366,100	386,600	406,500		
89	273,500	330,400	366,400	386,900	406,700		
90	274,500	331,100	367,100	387,300	407,000		
91	275,400	331,800	367,800	387,700	407,300		
92	276,500	332,500	368,500	388,100	407,500		

93	277,600	333,000	368,800	388,400	407,700
94		333,600	369,400	388,700	408,000
95		334,100	370,100	389,000	408,300
96		334,700	370,700	389,300	408,500
97		335,000	371,000	389,500	408,700
98		335,500	371,600	389,800	409,000
99		335,900	372,300	390,100	409,300
100		336,400	372,900	390,300	409,500
101		336,800	373,300	390,500	409,700
102		337,300	373,800	390,800	410,000
103		337,800	374,400	391,100	410,300
104		338,300	374,900	391,300	410,500
105		338,600	375,400	391,500	410,700
106		339,000	376,000	391,800	
107		339,500	376,500	392,100	
108		339,900	376,800	392,300	
109		340,200	377,200	392,500	
110		340,600	377,700	392,800	
111		341,100	378,100	393,100	
112		341,500	378,500	393,300	
113		341,700	378,900	393,500	
114		342,100	379,400	393,800	
115		342,600	379,800	394,100	
116		343,000	380,200	394,300	
117		343,200	380,500	394,500	
118		343,600	380,900	394,800	
119		344,000	381,300	395,100	
120		344,300	381,700	395,300	
121		344,600	382,000	395,500	
122		345,000	382,400		
123		345,400	382,800		
124		345,800	383,100		
125		346,300	383,400		
126		346,700	383,800		
127		347,100	384,100		
128		347,500	384,400		
129		348,000	384,700		
130		348,400	385,000		
131		348,700	385,300		
132		349,000	385,600		
133		349,500	385,900		
134			386,200		
135			386,500		
136			386,800		
137			387,000		
138			387,300		
139			387,600		
140			387,800		

	141			388,000			
再任用職員		214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第二条 令和四年四月一日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第四十九号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,200	189,900	214,800	254,600	296,000	321,000	347,100	381,400
	2	175,900	191,600	216,800	256,400	297,800	323,200	349,300	383,600
	3	177,700	193,400	218,800	258,200	299,600	325,300	351,600	385,500
	4	179,400	195,200	220,800	260,000	301,600	327,300	353,800	387,600
	5	180,800	197,000	222,800	261,700	303,300	329,400	355,800	389,300
	6	182,700	199,100	224,600	263,500	305,200	331,200	357,900	391,300
	7	184,500	201,300	226,600	265,100	307,200	332,900	360,100	393,100
	8	186,400	203,500	228,500	266,800	309,300	334,300	362,300	394,900
	9	188,000	205,500	230,600	267,900	311,100	336,000	364,000	396,600
	10	189,700	207,800	232,400	269,400	313,300	338,300	366,200	398,600
	11	191,400	210,300	234,200	270,700	315,400	340,500	368,200	400,600
	12	193,100	212,600	236,000	271,900	317,400	342,800	370,400	402,700
	13	194,800	214,600	237,800	273,200	319,400	344,800	372,200	404,400
	14	196,800	216,400	239,700	274,500	321,300	346,900	374,300	406,500
	15	198,800	218,200	241,600	275,500	322,900	349,100	376,300	408,500
	16	200,800	220,000	243,500	276,700	324,300	351,200	378,400	410,600
	17	202,900	221,900	245,000	277,400	326,000	353,200	380,000	412,300
	18	205,000	223,600	246,800	278,800	328,300	355,200	382,000	414,000
	19	207,300	225,500	248,600	280,100	330,400	357,200	383,900	415,700
	20	209,600	227,300	250,400	281,400	332,700	359,300	385,900	417,300
	21	211,700	229,000	252,000	282,700	334,600	361,000	387,600	419,000
	22	213,500	230,800	253,300	283,700	336,600	363,000	389,700	420,600
	23	215,200	232,600	254,500	285,000	338,700	364,800	391,800	422,000
	24	217,000	234,400	255,800	286,200	340,700	366,900	393,800	423,500
	25	218,900	236,000	257,000	287,200	342,600	368,600	395,500	424,800
	26	220,600	237,700	258,200	288,800	344,700	370,600	397,500	426,200
	27	222,400	239,400	259,500	290,500	346,600	372,600	399,600	427,700
	28	224,100	241,000	260,600	292,100	348,600	374,600	401,700	429,300
	29	226,000	242,200	261,500	294,000	350,400	376,400	403,200	430,600
	30	227,800	244,000	262,500	295,900	352,500	378,500	405,000	432,300
	31	229,600	245,800	263,700	297,600	354,300	380,600	406,700	434,000
	32	231,400	247,600	264,700	299,400	356,400	382,600	408,400	435,600
	33	233,000	249,000	265,200	301,000	357,800	384,500	410,100	437,000
	34	234,700	250,500	266,400	302,700	359,800	386,600	411,600	438,700
	35	236,400	251,800	267,400	304,500	361,700	388,700	413,200	440,400
	36	238,100	253,200	268,400	306,200	363,800	390,600	414,700	442,000
	37	239,300	254,400	269,200	307,900	365,700	392,300	416,000	443,400
	38	241,100	255,700	270,100	309,500	367,800	393,800	417,500	444,100
	39	242,900	256,900	271,100	311,300	369,800	395,100	419,000	444,800
	40	244,700	257,900	271,900	312,600	371,800	396,500	420,500	445,500
	41	246,100	258,900	272,900	314,000	373,800	397,700	424,800	448,500
	42	247,500	260,000	274,000	315,500	375,900	398,800	426,200	450,300
	43	248,800	261,000	275,000	317,200	378,000	399,800	427,700	452,100
	44	250,000	262,000	275,800	318,900	380,000	400,800	429,300	453,800

	45	251,100	262,600	276,900	320,600	381,700	403,200	430,600	455,400
	46	252,200	263,700	278,300	322,500	383,400	405,000	432,300	457,100
	47	253,200	264,600	279,600	324,400	385,000	406,700	434,000	458,700
	48	254,000	265,700	281,000	326,200	386,700	408,400	435,600	460,500
	49	254,700	266,500	282,700	327,600	388,100	410,100	437,000	462,000
	50	255,600	267,500	284,400	329,200	389,100	411,600	438,700	463,400
	51	256,700	268,500	285,900	330,600	390,100	413,200	440,400	464,900
	52	257,700	269,400	287,300	332,300	391,100	414,700	442,000	466,200
	53	258,200	270,400	288,700	333,800	392,400	416,000	443,400	467,400
	54	259,400	271,100	290,300	335,500	393,500	417,500	444,100	468,100
	55	260,200	272,100	291,900	337,100	394,600	419,000	444,800	468,800
	56	261,300	273,000	293,200	338,900	395,800	420,500	445,500	469,500
	57	262,200	274,000	294,600	339,800	397,100	422,000	445,900	470,000
	58	263,000	275,500	296,200	341,500	397,900	423,300	446,500	470,800
	59	263,800	276,700	297,900	343,100	398,700	424,600	447,200	471,500
	60	264,600	278,100	299,500	344,700	399,400	425,800	447,800	472,100
	61	265,400	279,600	300,900	346,300	399,900	426,800	448,600	472,400
	62	266,000	281,200	302,500	348,000	400,600	427,500	449,300	473,000
	63	266,800	282,500	304,100	349,700	401,300	428,300	449,800	473,500
	64	267,400	284,000	305,600	351,400	402,000	429,100	450,300	474,000
	65	268,500	285,300	306,900	353,000	402,300	429,600	450,800	474,500
	66	269,700	286,500	308,600	354,600	403,000	430,000	451,100	474,900
	67	270,700	287,900	310,000	356,200	403,700	430,400	451,400	475,300
	68	271,600	288,900	311,700	357,800	404,300	430,700	451,800	475,700
	69	272,700	290,400	313,100	359,000	404,700	431,000	452,200	476,000
	70	274,100	291,800	314,500	360,400	405,200	431,400	452,400	476,400
	71	275,300	293,300	315,800	361,700	405,800	431,700	452,700	476,800
再任職員以外の職員	72	276,600	294,600	317,300	363,100	406,300	432,000	452,900	477,100
	73	277,600	295,800	318,000	364,300	406,800	432,300	453,300	477,400
	74	278,800	297,100	319,600	365,500	407,200	432,600	453,500	477,800
	75	280,100	298,400	321,100	366,800	407,700	432,900	453,700	478,100
	76	280,900	299,700	322,800	368,100	408,200	433,200	453,900	478,400
	77	282,000	300,600	324,600	369,400	408,700	433,500	454,300	478,700
	78	283,200	302,100	326,300	370,600	409,200	433,800	454,600	
	79	284,300	303,300	327,900	371,800	409,800	434,100	454,900	
	80	285,000	304,800	329,500	373,000	410,300	434,400	455,100	
	81	286,100	306,100	331,200	374,200	410,700	434,700	455,300	
	82	287,200	307,500	332,900	375,400	411,300	435,000	455,600	
	83	288,300	308,600	334,500	376,500	411,800	435,300	455,900	
	84	289,400	310,000	336,200	377,700	412,000	435,600	456,100	
	85	290,500	310,900	337,600	378,800	412,300	435,800	456,300	
	86	291,700	312,400	339,100	379,400	412,800	436,100	456,600	
	87	292,600	313,700	340,600	379,900	413,100	436,400	456,900	
	88	293,800	315,200	342,100	380,500	413,400	436,700	457,100	
	89	294,800	316,700	343,400	381,100	413,700	436,900	457,300	
	90	296,000	318,200	344,600	381,700	414,100	437,200		
	91	297,100	319,600	345,900	382,300	414,500	437,500		
	92	298,300	321,100	347,200	382,900	414,900	437,800		

93	298,800	322,400	348,600	383,200	415,200	438,000
94	300,100	323,700	350,100	383,700	415,600	438,300
95	301,200	325,100	351,600	384,300	416,000	438,600
96	302,500	326,400	353,100	384,800	416,300	438,900
97	303,600	327,600	354,400	385,200	416,600	439,100
98	304,800	328,900	355,600	385,600		439,400
99	306,000	330,200	356,700	386,200		439,700
100	307,200	331,500	357,900	386,700		440,000
101	308,400	332,900	359,000	387,100		440,200
102	309,400	333,800	360,100	387,600		
103	310,500	334,900	361,200	388,200		
104	311,500	336,100	362,400	388,700		
105	312,300	337,200	363,600	389,000		
106	312,900	338,300	364,100	389,400		
107	313,500	339,300	364,700	389,900		
108	314,200	340,400	365,300	390,200		
109	314,700	341,600	365,900	390,500		
110	315,200	342,600	366,400	391,000		
111	315,700	343,600	366,900	391,500		
112	316,300	344,500	367,400	392,000		
113	317,100	345,400	367,800	392,300		
114	317,800	346,300	368,200	392,800		
115	318,500	347,300	368,800	393,300		
116	319,200	348,300	369,300	393,800		
117	319,800	349,300	369,700	394,100		
118	320,600	349,800	370,200	394,600		
119	321,300	350,400	370,800	395,100		
120	322,100	351,000	371,300	395,600		
121	322,700	351,300	371,500	396,000		
122	323,000	351,700	372,000	396,500		
123	323,500	352,200	372,500	396,900		
124	324,000	352,600	372,900	397,400		
125	324,300	353,000	373,400	397,800		
126		353,400	373,900	398,200		
127		353,900	374,400	398,600		
128		354,300	374,900	399,000		
129		354,700	375,200	399,400		
130		355,100	375,700	399,800		
131		355,500	376,200	400,200		
132		355,900	376,700	400,600		
133		356,100	377,000	400,900		
134		356,600	377,500	401,300		
135		357,000	377,900	401,700		
136		357,300	378,300	402,000		
137		357,600	378,600	402,300		
138		358,000	379,100			
139		358,500	379,600			
140		359,000	380,100			

	141		359,300	380,400					
	142		359,800						
	143		360,300						
	144		360,800						
	145		361,100						
再任用職員		241,000	252,700	256,800	288,100	304,600	342,300	377,400	409,000

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第6条関係）行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,800	198,200	234,100	265,700	290,400	318,700	407,600
	2	150,900	200,000	235,700	267,400	292,600	320,900	410,000
	3	152,100	201,800	237,200	268,900	294,700	323,200	412,500
	4	153,200	203,600	238,700	270,700	296,700	325,400	414,900
	5	154,300	205,100	240,000	272,400	298,500	327,600	416,800
	6	155,400	206,900	241,600	274,200	300,500	329,600	419,100
	7	156,500	208,700	243,100	276,000	302,300	331,800	421,200
	8	157,600	210,500	244,600	278,000	303,700	334,000	423,400
	9	158,600	212,100	245,700	279,900	305,600	335,900	425,400
	10	160,000	213,900	247,200	281,900	307,900	338,100	427,500
	11	161,300	215,700	248,700	283,800	310,100	340,100	429,600
	12	162,600	217,500	250,000	285,700	312,400	342,300	431,700
	13	163,800	218,900	251,500	287,600	314,500	344,100	433,400
	14	165,300	220,700	252,700	289,400	316,600	346,100	435,200
	15	166,800	222,400	254,000	290,900	318,800	348,100	437,200
	16	168,400	224,200	255,200	292,100	320,900	350,100	439,200
	17	169,500	225,800	256,500	293,900	322,800	351,800	441,100
	18	170,900	227,500	257,900	295,900	324,800	353,800	442,900
	19	172,300	229,100	259,300	298,000	326,800	355,600	444,700
	20	173,700	230,600	260,800	300,000	328,800	357,500	446,400
	21	175,000	231,900	262,400	301,900	330,500	359,400	448,200
	22	177,500	233,500	264,100	304,000	332,600	361,300	449,700
	23	180,000	235,100	265,700	306,000	334,600	363,300	451,100
	24	182,500	236,600	267,300	308,100	336,700	365,200	452,600
	25	184,900	240,000	269,100	309,800	338,100	367,200	454,000
	26	186,600	241,600	270,900	311,900	340,000	369,100	455,300
	27	188,200	243,100	272,600	313,900	341,900	371,100	456,600
	28	189,900	244,600	274,300	315,900	343,800	373,100	457,800
	29	191,400	245,700	275,900	317,600	345,400	374,600	458,800
	30	193,100	247,200	277,600	319,600	347,300	376,400	459,500
	31	194,900	248,700	279,400	321,700	349,200	378,200	460,300
	32	196,600	250,000	280,700	323,800	351,000	379,800	461,000
	33	198,200	251,500	281,900	325,000	352,900	381,600	461,700
	34	199,600	252,700	283,600	327,000	354,700	384,300	462,500
	35	201,100	254,000	285,200	328,900	356,500	386,900	463,200
	36	202,600	255,200	286,900	331,000	358,200	389,600	463,800
	37	205,100	256,500	288,500	332,900	359,600	392,000	464,300
	38	206,900	257,900	290,200	334,800	360,900	394,300	464,900
	39	208,700	259,300	292,000	336,800	362,300	396,500	465,500
	40	210,500	260,800	293,800	338,700	363,700	398,900	466,100
	41	212,100	262,400	295,300	340,600	367,200	400,700	466,600
	42	213,900	264,100	297,000	342,500	369,100	402,700	467,100
	43	215,700	265,700	298,500	344,300	371,100	404,600	467,500
	44	217,500	267,300	300,100	346,200	373,100	406,400	467,800

再任 用職 員以 外の 職員	45	218,900	269,100	301,900	347,700	374,600	408,300	468,100
	46	220,700	270,900	304,000	349,100	376,400	410,100	
	47	222,400	272,600	306,000	350,600	378,200	411,900	
	48	224,200	274,300	308,100	352,100	379,800	413,800	
	49	225,800	275,900	309,800	353,700	381,600	415,600	
	50	227,500	277,600	311,900	354,500	383,000	417,100	
	51	229,100	279,400	313,900	355,700	384,500	418,600	
	52	230,600	280,700	315,900	356,700	386,100	420,200	
	53	231,900	281,900	317,600	359,600	387,500	421,800	
	54	233,500	283,600	319,600	360,900	388,700	423,100	
	55	235,100	285,200	321,700	362,300	389,900	424,400	
	56	236,600	286,900	323,800	363,700	391,000	425,600	
	57	237,600	288,500	325,000	365,000	392,100	426,800	
	58	239,100	290,200	327,000	365,900	393,300	428,100	
	59	240,400	292,000	328,900	367,000	394,500	429,400	
	60	241,600	293,800	331,000	368,100	395,600	430,600	
	61	242,800	295,300	332,900	368,900	396,300	431,800	
	62	243,800	297,000	334,800	369,800	397,000	432,600	
	63	244,800	298,500	336,800	370,700	397,700	433,400	
	64	245,800	300,100	338,700	371,600	398,400	434,200	
	65	246,900	301,700	340,600	372,500	399,000	434,800	
	66	247,800	303,400	342,500	373,300	399,600	435,500	
	67	248,700	305,000	344,300	374,100	400,100	436,200	
	68	249,700	306,700	346,200	374,900	400,500	436,900	
	69	250,600	307,600	347,700	375,600	400,900	437,700	
	70	251,900	309,100	349,100	376,300	401,200	438,500	
	71	253,100	310,600	350,600	377,000	401,500	438,900	
	72	254,400	312,200	352,100	377,700	401,800	439,600	
	73	255,700	313,800	353,700	378,200	402,100	440,100	
	74	257,100	315,400	354,500	378,800	402,400	440,500	
	75	258,300	317,000	355,700	379,400	402,700	440,900	
	76	259,500	318,500	356,700	380,100	403,000	441,300	
	77	260,600	320,000	357,600	380,500	403,300	441,700	
	78	261,800	321,200	358,700	381,200	403,600	442,100	
	79	263,100	322,400	359,600	381,800	403,900	442,500	
	80	264,000	323,600	360,700	382,400	404,200	442,800	
	81	265,100	324,300	361,600	382,800	404,500	443,100	
	82	266,100	325,200	362,300	383,400	404,800	443,500	
	83	267,300	326,000	363,000	384,000	405,100	443,800	
	84	268,400	326,800	363,700	384,600	405,400	444,100	
	85	269,400	327,700	364,100	385,000	405,600	444,400	
	86	270,400	328,100	364,700	385,500	405,900		
	87	271,500	328,800	365,400	386,000	406,200		
	88	272,600	329,600	366,100	386,600	406,500		
	89	273,500	330,400	366,400	386,900	406,700		
	90	274,500	331,100	367,100	387,300	407,000		
	91	275,400	331,800	367,800	387,700	407,300		
	92	276,500	332,500	368,500	388,100	407,500		

93	277,600	333,000	368,800	388,400	407,700
94		333,600	369,400	388,700	408,000
95		334,100	370,100	389,000	408,300
96		334,700	370,700	389,300	408,500
97		335,000	371,000	389,500	408,700
98		335,500	371,600	389,800	409,000
99		335,900	372,300	390,100	409,300
100		336,400	372,900	390,300	409,500
101		336,800	373,300	390,500	409,700
102		337,300	373,800	390,800	410,000
103		337,800	374,400	391,100	410,300
104		338,300	374,900	391,300	410,500
105		338,600	375,400	391,500	410,700
106		339,000	376,000	391,800	
107		339,500	376,500	392,100	
108		339,900	376,800	392,300	
109		340,200	377,200	392,500	
110		340,600	377,700	392,800	
111		341,100	378,100	393,100	
112		341,500	378,500	393,300	
113		341,700	378,900	393,500	
114		342,100	379,400	393,800	
115		342,600	379,800	394,100	
116		343,000	380,200	394,300	
117		343,200	380,500	394,500	
118		343,600	380,900	394,800	
119		344,000	381,300	395,100	
120		344,300	381,700	395,300	
121		344,600	382,000	395,500	
122		345,000	382,400		
123		345,400	382,800		
124		345,800	383,100		
125		346,300	383,400		
126		346,700	383,800		
127		347,100	384,100		
128		347,500	384,400		
129		348,000	384,700		
130		348,400	385,000		
131		348,700	385,300		
132		349,000	385,600		
133		349,500	385,900		
134			386,200		
135			386,500		
136			386,800		
137			387,000		
138			387,300		
139			387,600		
140			387,800		

	141			388,000				
再任用職員		214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 (第6条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	284,400	333,200	388,300
	2	151,200	201,100	286,800	335,400	391,200
	3	152,400	203,500	289,100	337,400	393,800
	4	153,500	206,000	291,400	339,300	396,600
	5	154,600	208,500	293,700	341,000	398,700
	6	155,900	210,800	295,600	342,700	401,400
	7	157,200	213,100	297,600	344,300	404,100
	8	158,500	215,300	299,300	345,400	406,800
	9	159,500	217,400	301,100	347,100	409,300
	10	161,200	219,700	303,500	349,100	411,900
	11	162,800	222,200	305,800	351,200	414,600
	12	164,400	224,500	308,300	353,100	417,400
	13	165,800	226,500	310,400	355,100	420,000
	14	167,700	228,900	312,800	357,000	422,700
	15	169,600	231,400	315,200	358,800	425,500
	16	171,600	233,800	317,900	360,700	428,200
	17	173,200	236,000	320,300	362,400	430,700
	18	175,300	238,800	322,500	364,300	433,300
	19	177,400	241,700	324,500	366,000	435,800
	20	179,400	244,600	326,500	368,000	438,400
	21	181,500	247,100	328,600	369,500	440,900
	22	183,700	249,800	330,200	371,500	443,500
	23	185,900	252,300	331,600	373,200	446,100
	24	188,100	255,000	332,800	375,100	448,600
	25	190,100	257,500	334,700	376,500	450,800
	26	192,300	259,900	336,600	378,200	453,100
	27	194,400	262,200	338,400	380,100	455,600
	28	196,500	264,300	340,200	382,000	458,100
	29	208,500	266,800	342,100	383,700	460,600
	30	210,800	268,900	343,800	385,600	463,100
	31	213,100	270,800	345,300	387,500	465,600
	32	215,300	272,800	347,000	389,400	468,100
	33	217,400	274,500	348,200	391,000	470,400
	34	219,700	276,500	349,600	392,800	472,800
	35	222,200	278,500	350,900	394,400	475,200
	36	224,500	280,300	352,400	396,200	477,700
	37	226,500	282,200	353,600	397,400	480,100
	38	228,900	283,300	355,000	398,900	482,600
	39	231,400	284,500	356,200	400,300	485,000
	40	233,800	285,700	357,600	401,700	487,500
	41	236,000	286,900	358,300	403,100	489,800
	42	238,800	287,600	359,400	404,400	492,000
	43	241,700	288,200	360,600	405,900	494,200
	44	244,600	288,900	361,700	407,500	496,400

	45	247,100	292,100	362,800	408,900	498,100
	46	249,800	294,200	364,000	410,100	499,600
	47	252,300	296,200	365,300	411,700	501,200
	48	255,000	298,200	366,400	413,300	502,700
	49	257,500	300,200	367,500	414,600	504,400
	50	259,900	302,700	368,800	416,000	505,800
	51	262,200	305,300	370,100	417,500	507,200
	52	264,300	308,100	371,400	418,900	508,700
	53	266,800	310,100	372,100	420,300	509,800
	54	268,900	312,500	373,100	421,700	511,000
	55	270,800	314,900	374,000	423,100	512,200
	56	272,800	317,600	375,000	424,500	513,400
	57	274,500	319,900	375,800	425,600	514,300
	58	276,500	321,800	376,600	426,900	515,300
	59	278,500	323,600	377,300	428,300	516,300
再任職員以外の職員	60	280,300	325,400	378,000	429,600	517,300
	61	282,200	327,600	378,600	430,400	518,400
	62	283,300	329,300	379,300	431,300	519,300
	63	284,500	331,200	380,200	432,300	520,000
	64	285,700	332,800	381,100	433,200	520,700
	65	286,900	334,700	381,700	434,100	521,500
	66	287,600	336,600	382,500	434,900	522,300
	67	288,200	338,400	383,300	435,500	523,100
	68	288,900	340,200	384,100	436,300	523,900
	69	289,600	342,100	384,700	436,700	524,600
	70	290,700	343,800	385,400	437,300	525,400
	71	291,800	345,300	386,100	437,800	526,200
	72	292,900	347,000	386,800	438,300	527,000
	73	294,100	348,200	387,500	438,800	527,700
	74	295,300	349,600	388,100	439,300	
	75	296,300	350,900	388,700	439,800	
	76	297,200	352,400	389,400	440,300	
	77	298,300	353,600	390,100	440,700	
	78	299,300	355,000	390,700	441,200	
	79	300,500	356,200	391,300	441,600	
	80	301,200	357,600	391,900	442,000	
	81	301,700	358,300	392,500	442,400	
	82	302,500	359,400	393,100	442,800	
	83	303,500	360,600	393,700	443,200	
	84	304,400	361,700	394,300	443,600	
	85	305,300	362,800	394,800	443,900	
	86	306,400	364,000	395,300	444,300	
	87	307,500	365,300	395,800	444,600	
	88	308,600	366,400	396,500	444,900	
	89	309,400	367,500	396,900	445,200	
	90	310,500	368,800			
	91	311,400	370,100			
	92	312,400	371,400			

93	313,400	372,100			
94	314,400	373,100			
95	315,500	374,000			
96	316,600	375,000			
97	317,100	375,800			
98	318,100	376,600			
99	319,200	377,300			
100	320,300	378,000			
101	321,400	378,600			
102	322,400	379,300			
103	323,300	380,200			
104	324,200	381,100			
105	325,300	381,700			
106	326,100	382,500			
107	326,800	383,300			
108	327,600	384,100			
109	328,100	384,700			
110	328,600	385,400			
111	329,100	386,100			
112	329,600	386,800			
113	329,900	387,500			
114	330,400	388,100			
115	330,900	388,700			
116	331,400	389,400			
117	331,700	390,100			
118	332,100	390,700			
119	332,600	391,300			
120	333,100	391,900			
121	333,600	392,500			
再任用職員	217,000	258,200	283,000	325,400	383,900

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第二条 令和四年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。